

令和元年 第2回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和元年9月17日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 4時56分 散会

○出席委員（28名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		19番	一戸兼一	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○出席理事者

企画部長	清藤憲衛	総務部長	赤石仁
財務部長	須郷雅憲	市民生活部長	三浦直美
福祉部長	番場邦夫	健康子ども部長	外川吉彦
農林部長	本宮裕貴	商工部長	秋元哲
都市整備部長	野呂忠久	会計管理者	成田互
上下水道部長	坂田一幸	教育部長	鳴海誠
選挙管理委員会事務局長	山田俊一	企画課長	澁谷明伸
企画課長補佐	白戸麻紀子	東京事務所長	太田尚亨
広聴広報課長	石澤淳一	秘書課長	奈良道明
人事課長	堀川慎一	防災課長	高山知己

情報システム課長	羽場隆文	財政課長	岩崎文彦
管財課長	工藤浩	市民税課長	白取靖夫
資産税課長	石田剛	収納課長	西沢宏智
市民協働課長	高谷由美子	市民課長	成田春美
市民生活部理事	加藤裕敏	福祉総務課長	秋田美織
障がい福祉課長	佐藤真紀	生活福祉課長	三上誠
就労自立支援室主幹	金川浩人	介護福祉課長	工藤繁志
介護福祉課長補佐	相馬延承	こども家庭課長	佐々木隆史
こども家庭課保育係長	佐藤洋佑	国保年金課長	田中知己
健康増進課長	一戸ひとみ	農政課長	齊藤隆之
りんご課長	吉田秀樹	農村整備課長	八嶋範行
産業育成課長	丸岡和明	地域交通課長	小山内孝紀
公園緑地課長	神雅昭	岩木総合支所長	戸沢春次
岩木総合支所総務課長補佐	佐藤久明	岩木総合支所民生課長	村上聡
相馬総合支所長	田中稔	相馬総合支所民生課長	木村洋子
会計課長	後藤千登世	上下水道部総務課長	高橋秀男
学務健康課長	菅野洋	選挙管理委員会事務局次長	古川淳一

○出席事務局職員

事務局長	高橋晋二	次長	菊池浩行
次長補佐	前田修	議事係長	蝦名良平
総括主査	成田敏教	主事	工藤健司
主事	附田準悦	主事	成田崇伸

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第18号から第29号までの以上12件であります。

審査に当たりましては、お手元に配付しております日程表のとおり、一般会計、特別会計、企業会計の順序で進めてまいりたいと思います。

なお、審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑を願います。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第18号令和元年度弘前市一般会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第18号令和元年度弘前市一般会計補正予算(第3号)について御説

明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に8億1465万1000円を追加し、補正後の額を774億8469万6000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をしようとするものであります。繰越明許費は、弘前市プレミアム付商品券事業に係る経費など2件を設定するものであります。地方債の補正は、小規模治山事業などに係る変更4件であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げますので、13ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の2798万4000円は、令和2年度からの会計年度任用職員制度の運用に伴う人事給与システム改修業務委託料を計上するものであります。

3目財産管理費の2億9030万3000円は、平成30年度決算における実質収支の確定に伴い、財政調整基金積立金を追加するものであります。

4目企画費の4512万2000円は、今年度のふるさと納税寄附金が当初予算を上回る見込みであることから、寄附に対する返礼品等に係る経費を追加するものであります。

12目諸費の631万1000円は、児童扶養手当などの過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の3億1950万9000円は、弘前市プレミアム付商品券発行等業務委託料として2920万7000円、地域福祉基金積立金として2億9030万2000円をそれぞれ追加するものであります。

3目老人福祉費の99万円は、介護保険特別会計において、今年度から実施しているパワリハ運動教室に係る委託料の追加に伴い、介護保険特別会計への繰出金を追加するものであります。

14ページをお開き願います。

2項児童福祉費2目児童運営費の8327万5000円

は、本年10月からの幼児教育保育無償化に伴う認可外保育施設等の利用給付に係る経費などを計上するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費6目保健活動費の263万2000円は、マイナンバー制度を活用した市町村間での乳幼児健診等の情報連携に対応するため、健康管理システム改修業務委託料を計上するものであります。

15ページにかけての6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の436万9000円は、人・農地問題解決加速化支援事業に係る営農状況調査業務委託料などの経費を追加するものであります。

15ページの6目農地費の800万円は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく対策として、ため池マップ作成業務委託料及び浸水想定区域図作成業務委託料を計上するものであります。

2項林業費2目林業振興費の1360万円は、本年4月に施行された森林経営管理法に基づいた森林の経営管理に要する委託料などの経費を計上するほか、小規模治山事業に係る財源調整であります。

16ページをお開き願います。

7款商工費2項公園費4目弘前公園整備費の600万円は、天守耐震補強と石垣の安定性との整合性を明確にする必要があるため、弘前城天守他耐震診断等業務委託料を追加するものであります。

9款消防費1項消防費3目消防施設費の655万6000円は、消防団配備車両の更新に当たり、車両単価が当初の見込みより上昇したことに伴い、消防自動車購入費を追加するものであります。

10款教育費5項保健体育費2目体育施設費は、財源調整であります。

次に、歳入予算について申し上げますので、6ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、16款国庫支出金、17款県支出金、20款繰入金、22款諸収入及び23款のうち臨時財政対策債を除く市債をそれぞれ計上し、2款地方譲与税、19款寄附金及び21款繰越金の追加、23款の臨時財政対策債の減額を行うほか、12款地方交付税の追加6568万8000円をもって全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎9番（千葉 浩規委員） 私からは、三つ質問させていただきます。まずは、6款1項6目の市営ため池緊急防災対策事業について、今回実施される事業の概要と期待される効果について答弁をお願いします。

二つ目は、6款2項2目の森林経営管理事業についてです。これについても、今回実施される事業の概要と期待される効果を答弁をお願いします。

三つ目は、6款1項3目の人・農地問題解決加速化支援事業追加について、これも今回実施される事業の概要と期待される効果、まず答弁をお願いします。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 私のほうからは、市営ため池緊急防災対策事業の概要、その効果、それと森林経営管理事業についての概要及びその効果について答弁いたします。

ため池のほうなのですが、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の決壊による被害の防止をすることを目的とした農業用ため池の管理及び保全に関する法律が本年7月1日に施行されました。県と市のほうでは、相互に連携を図りながら緊急時の迅速な避難行動につなげる対策の一つとして、ため池マップの作成50カ所、それと浸水想定区域図の作成7カ所をするものです。

ため池マップの作成は、防災重点ため池につい

て、名称、所在地、諸元、管理者緊急時の連絡先、それから最寄りのアメダス等を表示した図面を作成するものです。

浸水想定区域図の作成は、防災重点ため池について、決壊した場合の浸水想定範囲を表示した図面を作成することになります。

効果といたしましては、どちらも市のホームページ等で周知し、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげていただけるものと考えております。

次に、森林経営管理事業についての概要と効果について、本年4月に施行された森林経営管理法に基づき、市は森林の今後の経営管理に係る意向調査を行い、適切な経営管理が必要な森林について、意欲と能力のある森林経営者に当該森林の経営を委託するとともに、これができない森林の経営は、市が行うこととなります。

効果といたしましては、適切な経営管理が行われていない私有の人工林に対し、間伐、伐採、植栽などの適切な経営管理が行われることで、林業の成長産業化や土砂災害防止、温暖化防止などの森林の有する公益的機能の維持増進につながる事が期待されます。

◎農政課長（齊藤 隆之） 私のほうからは、人・農地問題加速化支援事業について、事業の概要と期待される効果をお答えいたします。

当該事業は、各集落地域が抱える人と農地の問題を地域農業者が話し合いを通じて認識・共有し、今後の地域農業のあり方、それから地域を中心となる経営体の将来展望などを明確化するということによりまして、持続可能な力強い農業の実現を図ることを目的とするものでありまして、具体的な取り組み内容といたしましては、市内10地域において集落座談会を年2回、これは夏と冬の農閑期に実施しておりますけれども、こちらのほうを開催いたしまして、各地域ごとに中心となる

経営体や今後の地域農業のあり方を人・農地プランとして作成しております。

今年の5月でありますけれども、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴いまして、この人・農地プランを地域農業の現状や農業者の意向を反映したより実質的なものとするために、農業者の皆様に対しまして、おおむね5年から10年後の農地の利用意向調査に関するアンケート調査を行いまして、その結果をもとに農業者の年齢階層別就農とか、後継者の確保の状況などを落とし込んだ地図を作成いたします。

その後、アンケート調査や地図をもとに市が地域農業の将来方針のたたき台を作成いたしまして、集落座談会において、地域の農業者や関係機関等が地図を広げながら話し合い、地域の農業を誰が担っていくのかなどの将来方針を決定することになります。

期待される効果といたしましては、地域での徹底した話し合いにより、地域農業を誰が担っていくのかといったことが明確になりまして、農地の集積、集約化が促され、効率的な農地利用や農業経営の安定化とともに地域農業の活性化や農地の保全が期待されているところであります。

◎9番（千葉 浩規委員） それでは、再質問させていただきます。

まず、ため池のほうですけれども、この事業の財源は100%国の補助で、市が事業を進めるということになるわけですけれども、答弁によると、国、県、市がそれぞれ連携してということでしたけれども、国、県、市の役割分担というものはどうなっているのか、答弁をお願いします。

次は、森林経営管理事業についてなのですが、意向調査を行うということですが、森林所有者が今後の経営や管理を続けることが困難といった場合に、市が必要かつ適当と認めた森林については、委託を受けたり、ほかの事業者に

委託するということだったのですけれども、所有者の同意がなくても市が当該私有林の管理権を設定するということが可能なのか、そういうことをしようとしているのか、その答弁をお願いします。

三つ目の人・農地問題解決加速化事業のほうについてですけれども、市が将来のたたき台を作成するということだったのですが、市役所のほうでたたき台を作成するというのは大変な仕事だし、また、大変重要な仕事だと思っておりますけれども、どのような形で作成されていくのか、答弁をお願いします。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 私のほうからは、ため池の国、県、市の役割と森林経営管理事業における、今後、委託を受けることは強制なのかというところについて答弁いたします。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律では、都道府県及び市町村は、相互に連携を図りながら農業用水の確保、決壊による水害、その他の災害を防止する施策を講ずるよう努めることとされております。国は、広域的な見地からの調整、その他必要な支援を行うよう努めることとされております。

例えといたしましては、県のほうは、防災重点ため池の選定やデータベースの整備、管理などになります。市は、農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策など、国は、ため池防災支援システム等の開発や各種マニュアルの作成、広域的知見からの調整などになります。

林業経営管理事業についてのほうです。

森林所有者が今後の経営や管理を続けることが困難ということについての扱い方ということですが、所有者本人との面談や現地調査により、合意の上委託を受けるものであり、強制で対応するというものではありません。

◎農政課長（齊藤 隆之） たたき台をどのよう

に作成するかということをございますけれども、具体的にはアンケート調査を行います。このアンケート調査というのが、農業者の年齢階層、それから後継者の有無といった部分、あとは貸し付け意向のある農地、こういったものをお尋ねすることになります。

それを地図に落とし込むということになるのですけれども、地図上の表記としては、例えば後継者がどうしても必要な世代でどのぐらいの後継者を確保されているのかといったことや、5年後、10年後に、この階層の人たちがどうなっているのかといういったものを地図に落とし込んで見える化するというふうな作業をするといったことをもとにして、例えば中心経営体である認定農業者・誰々に集約していかなければいけないといった方向性であるとか、地域の認定農業者では、現状では規模拡大がいっぱいいっぴだというふうな状況の地域であれば、新規就農者にあっせんしていくといったことについて将来方針案を作成していくというふうなことを考えてございます。

この将来方針のたたき台につきましては、委託等を行わずに、市が直接作成するというふうなことで現在のところ考えているところでございます。

◎9番(千葉 浩規委員) 最後の質問ですけれども、人・農地問題解決加速化についてですけれども、農業者等による協議が持たれるということなのですけれども、農業者等といった場合、その対象になるのはどのような農家なのか。例えば新規農業者なんかも含めてなのかということと、あと、協議する場合に、農業委員会とか農協の役割というのはどういうものなのか、答弁をお願いします。

◎農政課長(齊藤 隆之) 集落座談会の参加者ということですが、こちらのほうは農地の受け手となる担い手の方はもちろんでございます

けれども、出し手となる農地の所有者の方、あとは新規参入を希望されている方、地域農業に関心のある方、本当に幅広く参加をいただくというふうなことを想定しているところでございます。

また、農業委員、農業協同組合等の役割ということでございますけれども、こちらのほうにつきましては、農業委員等につきましては、集落座談会への参加の呼びかけはもちろんでありますけれども、地域の話し合いを円滑に進めるための助言であるとか、農業委員が持っている情報の提供を行っていただくといったようなコーディネーター役を想定しておりまして、将来方針の作成に重要な役割を担っていただきたいと考えております。

◎20番(石田 久委員) 14ページで、児童運営費の子育てのための施設等利用給付費について質問したいと思います。

今回は、これを見ますと、なかなかわからなかったのですけれども、概要のところ幼児教育保育の無償化に伴う認可外保育施設等の利用給付ということで書いてありますので、その辺についてを質問したいと思います。

一つは、これは認定外ですので、まずは施設の現状、どのぐらい施設があつてどうなのかというところをまずお答えしていただきたいのと、それと、利用の児童数とか、そういうふうなことについてお答えしていただきたいと思います。

それから、今回、国がこういうふうな形で、認定外のところも質の確保ということでこれが多分出されたと思うのですけれども、認定外でも基準があると思うのですけれども、それを国のほうでは、例えば何年間ぐらいはこういうふうにしてやればちゃんと支給しますよとかあると思うのですけれども、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、あと1点は、13ページの弘前市プレミアム付商品券の事業追加ということなのですけ

れども、これも金額が多いので、2920万7000円ということなのですから、主に事業追加というのはどういうことなのか、お答えしていただきたいと思います。

◎こども家庭課長（佐々木 隆史） 子育てのための施設等利用給付の対象施設についてお答えいたします。

当市における子育てのための施設等利用給付の対象施設につきましては、幼稚園が3施設、認可外保育施設が9施設、幼稚園認定こども園における預かり保育が35施設、保育所認定こども園における一時預かり事業が55施設、病児保育事業が4施設となっております。

今回の無償化にかかわる対象児童数については、ゼロ歳から2歳児の対象者数は20人程度ということで見込んでおります。また、3歳児から5歳児の対象者数については630人ほどということで見込んでおります。

◎こども家庭課保育係長（佐藤 洋佑） 私のほうから認可外保育施設の無償化に係る部分の質の確保、基準ということについてお答えいたします。

今回の無償化に関しまして、子育てのための施設等利用給付、新制度に移行しない幼稚園とか、あと認可外保育施設なのですから、認可外保育施設については、県が定める認可外保育施設の運営基準というものがございます。今回の無償化に関しましては、国の法律の中で、法律の施行から5年間、無償化開始から5年間については、県への認可外保育施設の運営の届け出のみで足りるところで基準が定められているところでございます。

◎福祉総務課長（秋田 美織） プレミアム付商品券事業の補正の内容でございます。

平成30年度補正予算と令和元年度当初予算において予算措置をしておりましたが、本事業は国の

全額補助により実施するため、この計上の時点では国が示す目安額と同額として3億2174万円を計上していたところです。しかしながら、制度設計を行う中で事業費の積算を整理したところ、全体として不足が見込まれるため、その所要額である2920万7000円を今回の補正に計上したものでございます。

◎20番（石田 久委員） まず、無償化の認可外保育施設等についてなのですが、認可外ということで、先ほど答弁がなかなか聞こえなかったのですが、ゼロ歳から2歳までは20人ぐらいだという話と、3歳から5歳までは630人ぐらいが認可外で入所されているということなのか、ちょっとその辺がわからなかったものですから。要は、認可外の保育所、例えばベビーシッターとかさまざまな認可外のところがあるのですが、全国的には、例えばベビーシッターをやっているところも今度認可外でやる中で、亡くなっている子供もいるので、そういう意味では、この基準を、指導監督を強くするとか、そういう形で5年間どうのこうのという形で今回出されたのかなと思うのですが、弘前市の場合は認可外保育は、例えば主にどのぐらいの数があって、認可外でベビーシッターとかいろいろなものがあると思うのですが、そのところをもう少し詳しくお知らせしていただきたいということです。

認可外保育は、弘前市の場合はふえているのか減っている傾向なのか。その辺について、もしわかればお答えしていただきたいと思います。

やはり国のほうでは、全国的には保育園になかなか入れない子供がいるわけですが、弘前市の場合は、資料を見ますと、かなり大体希望どおり入っている子供たちが多くいるというようなお話ですが、その辺について、その中で市はどのようなふうな形で認可外のところを行って

るのか、お答えしていただきたいと思います。

それから、プレミアムのところなのですけれども、3億2000万円で、これがプラスして国が全額ということですが、その中で、今回の商品券とかそういうような実施に当たり、対象者への周知はどのような状況なのか、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎**こども家庭課長（佐々木 隆史）** 先ほど630人ほどということでお答えしましたけれども、認可外の9施設における対象者数ということで申しますと、約70人を想定しております。

また、認可外の施設がふえているかどうかということでございますけれども、現状ふえていない状況です。理由としては、認可外施設が認可施設のほうへ転用しているという状況がありまして、その中で認可外のほうが少なくなっているということでございます。

◎**福祉総務課長（秋田 美織）** 対象者への周知の状況でございますが、一般的には、まずポスターの掲出をしております。そのほか、対象となる本人への通知につきましては、非課税の方に対して既に一通り申請書の用紙の送付を終えてございます。現在審査をしております、審査が終わり次第、9月下旬、数日中に審査の終わった方から、またあわせて、子育て世帯の対象者に対して購入引きかえ券を送付することで通知にかえてございます。

◎**19番（一戸 兼一委員）** 今の民生費でお聞きしますけれども、まず、認可外に対して今、弘前市は給付を決定したみたいでありますけれども、これは、国のほうでは認可外に支給するかしないかは各自自治体の判断に任せただけなんですけれども、弘前市はどのような判断でもって給付を決定したのか。

それからまた、認可外の場合は監査権も何も無いはずであり、県の認可でオーケーというふうにな

っているわけだけれども、今後、内部の適正な運営、保育がなされているかどうかの確認とか、無償化の対象にして金を払うわけだけれども、それに対してはどのような対応をしていけるのか。もしかしたら何もしていけないのではないですか、金は払うけれども。その点いかがでしょうか。

◎**こども家庭課保育係長（佐藤 洋佑）** まず認可外保育施設に対する無償化に対する給付費の決定についてですが、この制度自体が、国において幼児教育の無償化ということで、入れない子供たちに対して、待機児童の問題だとかそういったもの、さまざまございますので、まずはそのところの解消というところで、認可外保育施設についても給付費を支給することで、その辺の解消というところも含めてございます。

市の場合でも、保育所に入れない子供たち、待機児童というものが年度末には発生している状況であります。その部分のことについても対応するために、今回国の基準にしたがって市のほうでも実施することとしたものであります。

認可外保育施設の基準についてなのですけれども、県のほうともその辺の確認を行いまして、弘前市において給付の部分で認可外保育施設が9施設ございますけれども、その部分の確認は制度が始まってからすぐに県のほうで監査を行うと、指導のほうを行うというところで報告は受けております。

今後についても、県の認可外保育施設の指導の部分については市のほうでも随行しながら行っておりますので、連携しながら対応してまいりたいと考えております。

◎**19番（一戸 兼一委員）** 国では、認可施設が不足で待機児童が発生している状況においては、認可外に対しても当然必要な施設と認めるということで給付を認めたのであって、我が弘前市

は、太古の昔からではないけれども、前市政の時代から待機児童はゼロということを常にうたってきたのですよ。今、待機児童が4月になれば発生するという言葉も言ってはならない言葉ではないですか。弘前市は待機児童はゼロですよ。だから常に、待機児童はゼロではないのだよということを私は認識していただきたいのですよね。今も待機児童はゼロではない、実質は。実質は入りたいと希望している人たちが、どこかあいていれば入れないわけだから、待機児童にならないという法の盲点でもって待機児童がゼロになっているだけで、実質は待機児童はいるわけですよ。そのことを忘れないでほしいから、今質問しているのですよ。

私は、認可外には出すべきでないとかと言っているわけではないのですよ。待機児童はいるのだという認識を持って対応してほしいと。常に言えば、待機児童はゼロだ、30分以内で入れるところがあれば、そこで、待機にならないですよ、これはという、保留になってしまうと。その問題なのです。しっかりと実質待機はいるのだよというのを認識をしていただきたい。そういうことです。要望で終わります。

◎23番(越 明男委員) 二つほど。二つとも16ページです。

7款2項4目弘前城重要文化財事業追加。事業の内容を確認したいということと、それから追加の理由、事業の内容と連動するのですけれども。財源のところをちょっと見たら、国からの応援もあるようなのですけれども、今どうして事業の追加が必要になったのかというあたりをひとつ御説明ください。

それから、9款1項3目消防の自動車整備事業追加。消防自動車だというのはわかりますけれども、金額の見積りの違いですか、それとも台数をふやすということなのでしょうか。そこら辺の

事業の追加理由をお示ししてください。

それから、財源のところも見たのですけれども、655万円のほとんどが地方債というふうになっているのですけれども、これはあれですか、国、県からの応援というのは、事業追加の場合はないという意味なのですか。それとも、もともと財源はほとんど地方債及び自主財源で賄うということですか。自動車購入の場合の財源のあり方も少し含めて御答弁いただければありがたいです。

◎公園緑地課長(神 雅昭) 私のほうからは、弘前城重要文化財保存修理事業について、まずは事業内容等についてお答えいたします。

まず、重要文化財保存修理事業ですけれども、弘前公園には天守のほかに三つのやぐら、五つの城門がございます。これ全て国の重要文化財でございまして、これらの屋根とか壁とかが大分老朽化が進んでございます。それをもとに、今後修理をしていかなければならなくなってきたということで、まずは耐震診断を、天守だけは耐震診断を行ってございますけれども、それ以外は耐震診断も行っていないということで、まずは耐震診断を始めて、修理のほうに移行していきたいと思っております。

次に、なぜ今この時点で補正をつけたのかということなのですけれども、石垣の修理の工事に伴いまして、解体工事が去年で終わってございます。ただ、今度積み直しに移行するわけですけれども、想定外の大規模な遺構が出てきていた。例えば排水遺構であるとか井戸遺構だとか、あと、大正の修理のときに施された石垣積み、間知積みですけれども、そういうものが出てきたということで、それをどういうふうに保護しながら積み直しにつなげていけばいいのかということがございます。それについて今検討している最中なのですけれども、その事業と並行して天守の耐震補強の検討にも入っております。

ですので、その耐震補強のために天守をどういふふうに保護していけばいいのかということで、その積み直しの石垣の安定性と整合性をとるために、急遽その天守が乗っていた地山のボーリング調査、その正確な土の特性、その数値をもって安定計算解析を石垣修理委員会及び文化庁からすぐ行うようにという指導のもとで、今補正で上げてございます。

◎防災課長（高山 知己） 消防自動車の整備事業の追加の理由ということでございます。

今年度、消防自動車のほうを6台、更新を予定してございます。追加の理由でございますけれども、ベースとなる車両がモデルチェンジによりまして排気ガス規制の対応のエンジンになったり、安全装備が標準装備されるということで増額になっているものでございます。6台でございます。

それから、財源ということでございますけれども、消防自動車はある程度、20年とか、そういう形で長期で使っていくものですので地方債で対応しておりますが、現状のところでは、大変有利な財源であります緊急防災・減災事業債というもので、対象にならない部分を除いて10割入ってきて、交付税措置等もある有利なものを使って購入しているところでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第19号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（外川 吉彦） 議案第19号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に7億2046万円を追加し、補正後の額を199億4998万1000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

5款1項1目財政調整基金積立金の7億2046万円の追加は、平成30年度決算による剰余金を国民健康保険財政調整基金条例に基づき積み立てしようとするものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

8款繰越金の7億2046万円は、平成30年度決算による剰余金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第20号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 議案第20号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に3086万4000円を追加し、補正後の額を18億4203万2000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の3086万4000円の追加は、市が平成31年3月から令和元年5月までに収納した平成30年度分の保険料を青森県後期高齢者医療広域連合に納付するため、追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

5款繰越金の3086万4000円は、平成30年度決算による剰余金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第21号令和元年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第21号令和元年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

介1ページをごらん願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に7億4087万1000円を追加し、補正後の額を196億564万6000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介8ページをお開き願います。

3款1項2目一般介護予防事業費の792万1000円の追加は、パワリハ運動教室の増加に伴いまして委託料を追加計上するものであります。

4款1項1目財政調整基金積立金の4億388万

8000円の追加は、平成30年度決算による剰余金を介護保険財政調整基金条例に基づいて積み立てしようとするものであります。

6款1項3目償還金の3億2906万2000円の追加は、平成30年度介護給付費、地域支援事業費の確定に伴い、国庫負担金、県負担金等の超過交付に係る返還金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

3款国庫支出金の198万1000円の追加は、歳出のパワリハ運動教室業務委託料に伴う交付金を追加計上するものであります。

4款支払基金交付金の213万9000円の追加は、歳出のパワリハ運動教室業務委託料に伴う交付金を追加計上するものであります。

5款県支出金の99万円の追加は、歳出のパワリハ運動教室業務委託料に伴う交付金を追加計上するものであります。

7款繰入金の3億3187万3000円の追加は、歳出のパワリハ運動教室業務委託料に伴う一般会計繰入金の追加計上及び平成30年度介護給付費等の確定に伴う国等への返還金の財源を財政調整基金から繰り入れしようとするものであります。

9款繰越金の4億388万8000円の追加は、平成30年度決算による剰余金を新たに計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第22号令和元年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第22号令和元年度弘前市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、令和2年度から樋の口浄水場等建設及び運転管理事業を実施するため、業務に要する経費について地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を設定しようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第5条に、債務負担行為として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。そのほか、水2ページには債務負担行為に関する調書、水3ページから水4ページにかけては会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） これより、平成30年度一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算審査に入りますが、ここで、委員長より委員各位に申し上げます。

決算審査に当たり、14名の委員から、議会運営申し合わせに基づく質疑通告がありました。審査の方法については、一般会計歳出は款ごとに、一般会計歳入は一括とし、その他会計は会計ごとの審査区分に分けて質疑に入ります。

質疑は、審査区分ごとの会派順送りで行うこととし、事前に質疑通告をされた委員から質疑に入ります。

また、質疑通告をしていない委員の質疑は、通告者全員の質疑が終了後に改めて審査区分ごとの会派順送りで行います。

次に、無所属議員は、会派による質疑終了後に質疑をお願いいたします。

以上でありますので、御協力方よろしく願いいたします。

それでは、議案第23号平成30年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

まず、一般会計歳出のうち、1款議会費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎議会議務局長（高橋 晋二） 1款議会費の決算について御説明申し上げます。

52ページ、53ページをお開き願います。

1項議会費は、議会運営にかかわる経費でありまして、予算現額4億3123万9000円に対しまして、支出済額が4億1336万1613円で、1787万7387円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。19節負担金、補助及び交付金1160万4288円は、政務活動費交付金の返還などによるものであります。

以上でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。

順次、会派を指名いたします。

まず、滄沓会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、1款議会費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、2款総務費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 2款総務費の決算について御説明申し上げます。

52ページから77ページにかけての1項総務管理費は、企画部、総務部、財務部、市民生活部等に係る経費でありまして、予算現額51億8382万7000円に対しまして、支出済額は49億5981万149円、翌年度繰越額は3249万7000円で、1億9151万9851円の不用額となっております。翌年度繰越額の繰越明許費は、地域おこし協力隊導入事業及びサンライフ弘前整備事業に係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

54、55ページをお開き願います。

1目一般管理費のうち、13節委託料の956万9931円は、弘前公園等公衆無線LAN環境整備業務委託料に係る契約差額などによるものであります。

62、63ページをお開き願います。

3目財産管理費のうち、15節工事請負費の806万7993円は、旧樋の口分庁舎解体事業に係る事業費の確定などによるものであります。

4目企画費のうち、13節委託料の1401万7920円は、いいかも!!弘前応援事業(ふるさと納税寄附金推進事業)に係る事業費の確定などによるものであります。

72、73ページをお開き願います。

9目住民自治振興費のうち、19節負担金、補助及び交付金の619万4884円は、市民参加型まちづくり1%システム支援事業に係る事業費の確定な

どによるものであります。

74、75ページをお開き願います。

11目地方創生推進費のうち、13節委託料の5130万816円は、ひろさきローカルベンチャー育成事業に係る事業費の確定などによるものであります。

76、77ページをお開き願います。

76ページから79ページにかけての2項徴税費は、市税の賦課及び徴収事務に要した経費でありまして、予算現額6億4916万8000円に対しまして、支出済額が6億2931万7229円で、1985万571円の不用額となっております。翌年度繰越額の継続費逐次繰越は、固定資産土地評価事業に係るものであります。

78、79ページをお開き願います。

78ページから81ページにかけての3項戸籍住民基本台帳費は、予算現額3億4477万3000円に対しまして、支出済額は3億3149万5427円で、1327万7573円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。80、81ページをお開き願います。

1目戸籍住民基本台帳費のうち、19節負担金、補助及び交付金の750万9000円は、個人番号カード交付事業に係る事業費の確定などによるものであります。

80ページから85ページにかけての4項選挙費は、予算現額1億9290万3040円に対しまして、支出済額は1億7574万825円で、1716万2215円の不用額となっております。

84、85ページをお開き願います。

84ページから87ページにかけての5項統計調査費は、予算現額1959万8000円に対しまして、支出済額は1851万4045円で、108万3955円の不用額となっております。

86、87ページをお開き願います。

86ページから89ページにかけての6項監査委員

費は、予算現額5518万9000円に対しまして、支出済額は5486万503円で、32万8497円の不用額となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、11名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎6番（蛭名 正樹委員） まず私のほうから、2款2項2目の納税促進員関係について、決算資料の54ページですが、お伺いしたいと思います。

改めて、制度の導入年度、そして制度の導入の目的、それと導入したことによって収納率については、前がどのくらいであったのか。そして導入後はどういうふうな推移をしたのか、まずお伺いします。

◎収納課長（西沢 宏智） それでは、私から納税促進員についてお答えいたします。

まず、納税促進員、導入のほうは、平成29年6月から導入しております。

納税促進員につきましては、現年度分の市税等の滞納者に対して、早期に電話や個別相談を行い、納付勧奨や口座振替の推進業務を中心に行う非常勤職員でありまして、5名の職員を採用しております。

続きまして、目的ですけれども、納税促進員について今お話したとおり、正職員が現年度と滞納繰越者の両方の収納業務をやっていたわけですが、それを納税促進員に現年度分のほうに力を入れて、まず納付勧奨してもらおうと。そのことによって、正職員は滞納繰越分に集中して滞納整理を行うことができるということを目指して導入したものでございます。

続きまして、収納率の関係ですけれども、実績からまず御報告いたします。

納税促進員の導入の実績でありますけれども、

平成29年度は電話勧奨が5名の総数で1万5108件と、それから訪問勧奨が1,285件の合計で1万6393件。それから平成30年度につきましては、電話勧奨が1万9004件と、それから訪問勧奨が3,463件の合計2万2467件でありました。

効果ですけれども、平成28年度の市税合計での収納率が92.80%。それに対しまして平成29年度が93.59%で、前年比0.79ポイントアップと。それから平成30年度につきましては94.20%で、対前年比0.61ポイントアップと年々向上していることから、納税促進員の導入効果はあったものと考えております。

◎6番（蛭名 正樹委員） 納税促進員を導入して少しずつ収納率が上がっているというふうなことでございます。

制度を導入して、他市との比較というのはなかなか、他市の状況をつかまえていないかもしれませんが、他市の状況がわかるのであれば、その状況の推移というか、前は、収納率が弘前市は相当低いほうであったというふうに記憶しております。その辺で他市との比較、その辺は一体どうなっているのか。

それと、制度で、それなりに収納率が上がって効果はあるというふうなことでございますが、今後この制度をどういうふうにしていくのか、どういうふうな役割というか、そういうふうなことを担わせるのか、今後の方向性についてお伺いいたします。

◎収納課長（西沢 宏智） 収納率ですけれども、県内10市でいきますと、弘前市は大体真ん中、5番目あたりぐらいであります。確かにまだまだ伸びしろはあると思っておりますので、今後もっと力を入れて、収納率も10市の中でもっと上位に上げていきたいと考えております。

それで、これからの方向性、納税促進員につきましては効果が見られてございますので、これか

らも現年度につきましては納付勸奨をどんどん進めていって、それに伴って滞納繰越分については正職員がますます滞納処分をやる時間に余裕が出てきますので、それをもって、平成30年で収納率が8年連続右肩上がりできていますので、来年度も平成31年度も9年連続を目指して頑張っていきたいと考えています。

◎6番(蛭名 正樹委員) 非常に制度導入後、効果が上がっているというふうなことでございます。しっかりと滞納繰越分を少しでも減らして、そして集中と選択で、職員は現年分の繰り越しに集中するというふうなことでございます。

税の収納に関しては、さまざまな市民からの課題もございますし、市民の課題もございますけれども、払える方はしっかりと納付勸奨して、収納率の向上を目指してもらいたいと思います。

◎13番(蒔苗 博英委員) 私からは、2款1項11目、説明書の47ページ、りんご産業イノベーション推進事業でございます。

まず、この中のりんご生産技術継承システム構築のほうからお伺いをいたします。この事業は、平成29年から行っているというふうに私は認識しているのですが、この後、何年まで行っていく計画なのか。また、この2年間やった進捗状況はどの辺になっているのかお伺いします。

◎りんご課長(吉田 秀樹) 今の事業ですけれども、何年までかというお話ですが、平成29年度から3カ年、令和元年度までの事業としております。

これまでの進捗ということでございますが、目的としては人口減少等いろいろな課題に向けて取り組むと。そして、技術学習、方法の構築とか、多様な人材が参画しやすい環境構築、高品質りんごの生産、安定生産につなげるということを目的としておりますが、ここまでは剪定作業の判断ポイントの整理、それとまた剪定の前、また剪定の

後、また成長後におけますりんご樹の3Dデータを取得しまして、VR技術と合わせることでございまして、それら3Dデータの仮想空間上におけます投影について実現できております。

また、3Dデータを活用した学習方法について議論、検討を行いまして、仮想空間において複数人が3Dデータを共有して議論を可能とします。そういったものを冬期間以外でも技術研さんを積むことができるシステムの構築と実用化方針案の整理について進めてきております。

◎13番(蒔苗 博英委員) 3年ということ、そうすると今年度で最終的になるということになると思うのですが、この2年やって、3年目は最後の年ということ、いわゆる3D化、そしてまたそれをVRで見て確認をするというふうな形になっていくのだと思うのですが、2年目まででどのくらいの進捗状況と先ほど聞きましたけれども、2年目でめどはついたのかどうか、その辺のところをちょっとお願いします。

◎りんご課長(吉田 秀樹) めどという話でございまして、ある程度のVRの形でありますとか、技術的なところのデータ処理について、今年度である程度一定のものは入ってございます。

ただ、今後の活用について、今後検討が必要かと思っております。

◎13番(蒔苗 博英委員) 活用方法は、それはこの後考えていくわけですが、剪定の入り口、いわゆる剪定したことのない、あるいは剪定に自信がない方がこの3Dを利用していくのだと思います。

まず、イメージトレーニングなのですね。いわゆる現場に行ってみるのではなくて、家の中で見ていくと。そして、いわゆる仮想空間といいますが、そちらに行けばそちらの樹形、こちらに行けばこちらの樹形という、イメージトレーニングにはなるのですが、やっぱり実践的にはな

かなか難しいところがあるわけですがけれども、ただ、ことし3年度目になるわけですがけれども、やはり弘前のりんごはおいしいのだと。おいしいりんごはどこになるのだというふうな形の何か特徴がなければ、これにとってやったかいがないのかなと私は思っておりますので、その辺のところも研究の材料に入れていただきたいなと思っております。

次に、りんご生産技術高度化委託料であります。この事業ですがけれども、これもまた3年で終わりだと思うのですがけれども、ここに書かれている事業の内容が極めて難しい。何を書いているのか、ちょっと私、意味不明なのですがけれども、業務内容、着色や機能性成分などの品質に影響する成分と環境情報の相関や、とこうあるわけですがけれども、ここの部分がちょっとわかりにくいのですよね。どういうことなのですか。

◎りんご課長（吉田 秀樹） その辺の具体的なところがございますけれども、まず環境計測、温度でありますとか湿度、照度、UV量、日当たりのいい区域であったり、悪い区域であったり、そういった場所についての環境計測、また成分分析、これにおいては糖度でありますとか酸度、色素、あと機能性成分、こういったものを収穫したサンプルにおいていろいろ研究を進めているところであります。

◎13番（蒔苗 博英委員） いわゆる今回の事業によって紫外線、赤外線を当てた果実と自然栽培の果実の品質調査ということだと思うのですがけれども、要するに、今これから着色管理というのが始まっていきます。秋の天候というのは、特に10月は日照時間に確約はできないのです。ですから、非常にそこに労力が集中して、さらに10月の天候がよくなければ品質の低下にもつながっていくという観点からいくと、この事業はまさに画期的な事業なわけでありましてけれども、2年目の、

いわゆる今言ったとおり、非破碎で調査をしたところ、いわゆる事業を使った果実と、それから自然栽培の果実の差異はあったのかどうかお伺いします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 昨年度から得られた環境データとか成分量のデータにつきましては、木による差が結構見られたということもございまして、やはり複数年のデータによって分析の精度を高めたいということで、今年度また引き続き行っているものであります。

◎13番（蒔苗 博英委員） それだとだめだと思うのですよ。木によるというか、そういうのではなくて、やはりサンプリングを多くとって、平準的な果実といわゆるこの事業の果実の比較をしていかないちょっとデータのうまくないのではないかなと思いました。その辺も、これで最後ですので、ひとつ東西南北、芽の高さとかというふうな形で決めながら、そしてサンプリングをとって比較をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。

りんご産業新規人材育成のところであります。先般、同僚の蛭名委員が一般質問でも取り上げおりましたけれども、この事業は私も以前に一般質問したことがあるわけですがけれども、二つのことから成っているというふうに私は判断しているのです。というのは、いわゆる補助労働力の育成というのがまず一つ、それからもう一つは将来的な担い手の育成と、この二つに分かれると思うのですね。非常に人気のある事業だというのはわかっております。また、りんご公園でやられているということも非常に地の利を生かした場所で勉強しているというのは非常によくわかります。りんご公園でやっているから人が集まっているのかなと、私、勝手な判断もしているわけですがけれども。

そこで、特に将来的な担い手となる人材というのは、これはりんご協会のほうに基幹青年なり剪定士なり、あるいは病害虫マスターなりを事業費として弘前市から行っているわけですが、その前の段階の、いわゆる本当の入り口の方がこの事業を受けて、そして興味を持った後継者が今度は基幹青年に行くというふうな形だと思うのですが、ここで、補助労働力の育成ということになるわけですが、やはり今りんご農家の現場を見ていると補助労働力、いわゆる着色管理に向けた人材不足が非常に問題視されております。さまざまな点で黄色いりんごをやれば、葉をとらなくてもいいから、そういうことでどんどんふえています。今全体の3割が黄色いりんごになってくる。昔は1割を超えると黄色いりんごは暴落すると言われたのです。それが今は3割にふえているのです。これからもふえていくかもしれません。ですけども、りんごは赤のイメージですから、着色管理というのは非常に大事になってくる中で、この補助労働力の育成というところで市としてどのような思いでいるのか。そしてまた、今までやった、昨年度やった中で全体の受講者の中の割合はどのくらいであったのか、まず教えてください。

◎農政課長（齊藤 隆之） りんご産業新規人材育成事業について、今までの参加者の状況と、どういう思いでやっているのかというふうな部分についてお答えいたします。

まず、平成30年度の実績でございますけれども、データをとっているのが、平成30年は5回やっているうちの3回から5回のデータということでとっているものでございまして、受講者は延べ82人の方に参加いただいております。内訳として、年齢構成比、男女比、それから初心者、経験者の順という形で述べさせていただきます。

まず、年齢構成比ですけれども、60代の方が一番多くて25%、次いで40代の方が22%、50代の方

が20%、70代の方が17%、20代・30代合わせて16%となっております。

男女比でございますけれども、男性が51%、女性が49%と、ほぼ半々というふうな形の参加となっております。

あとは、初心者、経験者の比率でございますけれども、未経験者の方が26%、アルバイト等の経験の方が45%、就農者、既に農業を自分で経営されている方、または家族と一緒にやっている方というふうな方が29%となっております。

市の補助労働力の現状につきましては、もうこれは本当に喫緊の課題ということで、力を入れていかなければいけないというふうなところは強く認識しているところでございまして、非常に人気というふうな事業もございまして、現状を踏まえながら、より研修会に多くの人を集めて、マッチングというふうなところにつなげていって、補助労働力として何とか皆さんのほうに供給できるような事業につなげていければというふうにございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） わかりました。

初心者、本当の未経験者が26%だということでございます。農家の方は、この事業を非常に注目しています。そしてまた、マッチングしてうちの畑さも来てもらいたいというふうな希望をしている農家の方もたくさんおります。JAのほうでマッチングというのをやっているようですけども、今後、やはり今、課長が言われたように、この事業をさらに魅力ある事業にするには、できるだけりんご公園に未経験者の方、年を見ると60代が一番多いわけですけども、りんごのファンというのはたくさんいると思うんですね。ですから、そういう形で、縛りのない形で、そして研修をしていただいて、できるだけ多くの方を現場に送り込むような事業になっていけばいいのかなと、理想なのかなと私は思っておりますので、ひ

とつ頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

◎7番(石山 敬委員) 私からは、2点質問をさせていただきます。

まず一つ目、2款1項9目、説明書の42ページ、市民参加型まちづくり1%システム支援事業についてお伺いします。

まずは、この説明書を見ますと、分野別交付実績ということで福祉から地域コミュニティーまでそれぞれ内訳ございますが、また別の分け方でちょっと質問させていただきます。

まずは、町会を含めた地域単位を対象に行ったもの、弘前市全体を対象として行ったもの、また学校や保育園など教育団体を対象にしたものの内訳についてお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 私からまちづくり1%システム支援事業の町会を含めた地域団体の事業、市全体を対象とした事業、学校関係者等で行った事業のそれぞれの件数についてお答えいたします。

平成30年度に採択された事業は全部で65件となっております。

そのうち、町会や地区連合会、自主防災会、町会の有志で構成された地域づくり団体など地域コミュニティー組織が行った事業は15件となっております、町会のお祭りや世代間交流イベント、町会紙の発行、避難訓練などを行っております。

市全体を対象とした事業は、全部で47件となっております、高齢者の居場所づくりや子供向けの職業体験、中心市街地活性化を目的としたイベント、ペットと暮らす地域環境の向上を目指すイベントなど多岐にわたる分野で事業が行われております。

また、PTAなどの学校関係者が構成員に含まれます団体が行った事業といたしましては3件となっております、地域の歴史、文化の体験事業

や通学路での見守り活動などが行われております。

なお、保育園に関連する事業はございませんでした。

◎7番(石山 敬委員) 続いて、この65件はこれまで、近年、平成23年にこの制度ができてから徐々に上がってきているわけなのですが、ちなみに、審査会の時点で採択されなかった件数及びその理由についてお伺いします。

◎市民協働課長(高谷 由美子) 審査会で不採択となった件数及びその理由ということでございますが、平成30年度の応募事業は69件で、採択が65件、残念ながら不採択となったのが4件となっております。

こちらの不採択となった4件の主な理由といたしましては、事業目的や趣旨は理解できるものの事業内容や実施方法が十分とは言えず、効果的な事業展開が難しいと判断されたものや、事業目的や趣旨から事業を実施した後に得られる効果が弱いと判断されたものとなっております。

なお、不採択事業につきましては、単に不採択として決定して終わるのではなく、次につながるように審査会の中でより効果的な事業内容や方法について審査委員がさまざまな視点で提案や助言を行っており、一度不採択となった事業でも審査会での提案を反映させ、ブラッシュアップさせた内容の事業で再度応募して採択となっている例がございます。

◎7番(石山 敬委員) まちづくり1%システムの説明などを見ますと、個人市民税の1%相当額を財源に、市民みずからが実践するまちづくり、地域づくり活動に係る経費の一部を支援する公募型の補助金制度ということで、この事業の制度は当初できたときが市民税が六十数億円でしたので、その1%は約6000万円、今は七十数億円でしたか、7000万円相当額と。ただし予算計上に当

たっては、これまでの実績等勘案しての予算計上だと思うのですが、去年の3月議会の予算のときは私いなかったの、ここであえてお伺いしますが、平成30年度の予算に対する執行状況、執行の実績ですか、割合についてお伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 1%システムの平成30年度の予算とその執行状況についてお答えいたします。

平成30年度の当初予算は2800万円で、交付確定額が1999万7000円、執行率にいたしますと71.4%となっております。ここ数年の傾向ですが、応募事業数の4割から5割程度が新規の事業となっております。新たな活動を行う際のきっかけとして、本制度が根づいてきているというふうに感じております。

今後さらに市民活動団体に本制度を活用していただけるように、制度の普及啓発活動を継続していきたいと考えております。

◎7番（石山 敬委員） 要望を述べたいと思います。

先ほど、学校関係の実績が3件ということで非常に少ないなというふうに感じました。昨年度から始まったコミュニティ・スクールにおける地域コーディネーターの皆さんの学校や地域を盛り上げていくための活動が今度本格的になっていくかと思っておりますので、そういった地域コーディネーター対象の説明会及び、例えば市連Pでの会長会議、そういったところに出向いていただいて、ぜひPTA活動やコミュニティ・スクール関連の活動においてこの1%システムを使ってもらうように働きかけなどをお願いしたいと思います。

私、SNSやホームページ等で、この1%の各事業者の事業が終わった後すぐにSNSにアップしている職員の取り組みが非常に私はすごいなと思っております。スピード感は大変あるなと思っております。

あとは、先ほど言ったように、執行率がまだまだ予算に対して届いていない。究極は7000万円までいけば地域がもっとにぎやかになるぐらいの取り組みが各地域で行われることを望んで、この質問は終わりたいと思います。

次の質問は、2款1項9目、説明書の45ページ、町会活性化支援補助金についてお伺いします。

これは、たしか平成30年度新規の事業だったと思いますが、まずは交付件数10件のこの団体がどういった活動を行ったのかお伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 町会活性化支援補助金に係る町会がどういった活動を行ったのかという質問に対しまして、平成30年度は10件交付してございます。その補助事業の内容といたしましては、地域の夏祭りや親睦会など地域住民が集まる場の創出となるものが全部で7件、ボウリング大会が2件、地域に関する勉強会が1件となっております。

◎7番（石山 敬委員） 交付件数10件、うち8町会2団体とございますが、2団体の中身についてお伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 平成30年度の補助金の交付先のうち2団体とありますのは、一つが地区町会連合会、これは9町会が一緒になった地区町会連合会でございます。もう一つが、同一学区、これは全部で5町会で組織された団体となっております。

◎7番（石山 敬委員） たしか連合町会とで組めば、5万円掛ける町会の数になるのですよね。なので、組めば組むほど大きい事業ができるという、たしかそういう内容だと思っておりましたが、ただ単体でやる分に関しては5万円だとちょっと町会の規模によっては少ないのかなと思ったりもしますが、まだ1年しかない実績の中で事業の効果はどうだったのかお伺いします。

◎市民協働課長（高谷 由美子） こちら町会活性化支援補助金の事業の効果ということでございますが、平成30年度に本補助金を活用した町会からは、これまでで最も参加者が多い行事となったとか、ふだんは町会に参加しない人と親睦を深めることにつながったなどの報告が上がってきております。町会に対する理解を深めることや町会活動への関心を高めるきっかけとなったと考えております。

今年度の申請件数におきましても、8月末現在で既に21件と昨年度の2倍となっております、事業への期待は膨らんでいるものと考えており、また町会から課題解決に向けて自主的に取り組む事業への補助を継続してほしいという声も聞かれるなど、補助事業の効果は出ているものと捉えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 2款1項1目、説明書の46ページ、ICT技術活用先端医療体制整備事業費補助金についてお伺いいたします。

この決算書の説明書の中で、交付先として、救急告示病院で交付件数4件とあります。まずこの4件の病院はどこなのか、お伺いいたします。あわせて、この事業の活用状況についてお伺いいたします。

◎企画課長（澁谷 明伸） まず、私のほうから病院の交付先をお答えいたします。

まず弘前大学医学部附属病院のほうで18台のタブレット端末を導入しております。あと国立弘前病院で1台のタブレット端末、あと健生病院のほうで3台の端末、脳卒中センターのほうで2台のタブレット端末を導入しております。

現在の活用状況でございますが、こちら平成30年度の補正予算で事業を起こしたものでございまして、平成30年度は、ほぼほぼ端末の導入とか設備を備えるだけで終わったのですが、現在の利用状況といたしましては、例えば病院で救急の患者

が運ばれてきたときに、その病院で当直医の方が若い先生だったりしたときに、そのタブレット端末で在宅のドクターにCTやMRIの画像を見ていただいて、それでアドバイスをいただく、指示をいただくというふうな活用をされている病院でありましたり、あと、大学病院に搬送される際に、これまでであれば患者が搬送される際にCDとかに焼いて、コピーして患者と一緒にデータを送るとか、患者が先に運ばれてから後からデータが運ばれるというような状況だったのですけれども、事前に、搬送される前に大学病院のほうにデータが届きまして、その患者がどういう状況でどういう対処をすればいいかというふうな準備ができるということで、大学病院のほうではそういうふうな形で利用いただいております。

◎8番（木村 隆洋委員） 今、課長からもお話がありましたこの事業、たしか平成30年度の6月補正で決まったように認識しております。

実質の運用、今の話ですと、今年度からということだと思いますが、2次救急の体制強化にとつては非常に重要な事業でもあるのかなというふうにも思っております。今後この事業をどのようにしていくお考えなのか、お尋ねいたします。

◎企画課長（澁谷 明伸） 今後の展開でございますが、現在、市内のまず4病院に導入しております。市内の救急告示病院はまだございまして、その他の市内の医療機関に対しても導入を現在検討いただいているところでございます。

また、このシステムというのは広範囲になれば広範囲になるほど機能が発揮されるものでございまして、今は市内の4病院ですけれども、例えば五所川原の病院から患者が搬送されてくるときに事前にデータをとるか、鯉ヶ沢から、板柳からというところで、より広範囲の取り組みにすればするほど機能が発揮されるので、現在、市内の医療機関だけではなくて、津軽圏域の医療機関に対して

も、黒石も含めて声がけさせていただいておまして、全体の中で協議を進めることとしております。

◎8番（木村 隆洋委員） 今、課長からお話があった、そういう意味では遠くから来る救急患者とか、当直の若い医師にとっては非常にこういうデータを即時にもらって判断するというのは、スピード感を持ってやる部分にとっては、救急医療体制には非常に必要なことなのかなというふうにも思っております。

2次救急に関しては、2022年早期に新中核病院も整備される、2次救急の拠点ができることになっております。そういう意味では、遠くから患者が来ることに対する準備等も含めていろいろなスピード感を持ってやることに対する大事な事業で、そういった意味では、今後の課題というものをどのように捉えているのか、お伺いいたします。

◎企画課長（澁谷 明伸） 今後の展開していくに当たっての課題という部分でございますが、大学病院に画像を送る際に、どのような患者の画像を送るかというのがあります。大学病院もやっぱり当直医がいて、言葉はあれですけども、こういう患者の画像は自分たちで判断してほしいとか、そういうところはどういう患者に対してどういうふうな形のデータを送るかという、そのルールづくりは必要かと思っております、そこを今年度、私たちのほうで進めたいと思っております。

また、広範囲に広げていくに当たって、市内の医療機関に対しては市のほうから導入費用とか補助はできるのですが、どうしても市外の病院に對しましては、そこは市としては補助はできないので、ルールづくりの中だけでは協力させていただこうと思っております。ですので、より広範囲に取り組みを進めていくに当たっては、どうしても

導入費用という部分に対して何かしらの県の御協力などをいただければ、さらに津軽地域、あと県全体に広がっていきけるものではないかというふう考えています。

◎8番（木村 隆洋委員） それこそ、新中核病院が津軽圏域の2次救急の中心になっていく。そういう意味では、かなり広範囲でこの事業をやられることがこの地域の津軽圏域の皆さんの安心安全な医療体制につながっていくというふうにも考えております。なかなか市単独だけではほかに広げるとするのは難しいことだとは思いますが、近隣市町村の御協力もいただきながら、ICTの関係の先端事業、画像を見ていくとか、こういったことをぜひ新中核病院の開設にも合わせて御協力を願っていただければというふうにも思っております。

次に行きます。

2款1項11目、説明書の48ページ、弘前シードル研究会負担金についてお伺いいたします。

この説明書の中に、交付先として弘前シードル研究会とあります。まず、この弘前シードル研究会はどういった方々で構成されているのか、お伺いいたします。

それとあわせて、負担金の中で研究会の事業の中の一つとして、試作開発ということも、勉強会4回とも書かれております。この試作開発の状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 弘前シードル研究会の内容でございますけれども、本研究会は、シードル及びりんご酒の勉強や研究、また普及及び消費拡大を図ることを目的に平成25年に設立された組織でございます。構成メンバーといたしましては、シードルを製造されている方々、またこれからの製造を希望する方、生産者の方、また流通販売関係の企業の方等、またシードルをもって

してまちづくり等に関心のある個人の方々。企業等の方々が大抵27名、そして個人会員の方が13名、計40名の方で構成されております。

次に、試作開発の状況ということでございますが、これからの醸造を希望する方、また既存の醸造者、さらなる技術向上を目的としまして、醸造方法、またりんごの種類、酵母等変えながら青森県の産業技術センター、弘前工業研究所のほうへ業務委託をしまして、平成25年度から毎年行っております。

昨年度は、シードルの製法、流通の多様化、推進を目的としまして、たる内でのシードルの試作でありましたり、また、オークチップの利用によりますシードルの試作と成分計測、また、貯蔵温度、期間別の市販シードルの評価などを行っております。

試作開発の結果につきましては、ことし7月に研究会員向けに報告会を実施しまして、試作したシードルの試飲等を行って、評価等を行っております。試作開発されたものがそのまま製品化されるわけではございませんけれども、弘前のシードルが安定した品質のよい消費者から高評価を得られるような製品につながるよう実施しているものであります。

◎8番(木村 隆洋委員) この研究会の目的というのは、一つに地シードルの普及促進があると思います。そういった中で、観光のコンテンツにもなる可能性もある地シードルの普及促進について、どのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

◎りんご課長(吉田 秀樹) 地シードルの普及推進についてでございます。

これまで勉強会などを通じまして、生産、製造面ではシードル製造者が4社誕生しております。また、非会員を含めると、市内では6社の製造者がございます。また、委託醸造商品なども含め

まして、研究会の活動を通じて順調に数がふえまして、現在約20種類以上の商品が販売されております。

また、販売、消費拡大の面でございますが、弘前さくらまつりの期間中、弘前公園内でのシードルの販売ブースの設置によりますPR活動、そして、市りんご公園で開催されましたシードルナイトにおいて、SNSで情報発信してもらうための取り組みを行うなど、そのほか一般社団法人日本シードルマスター協会主催のイベントであります東京シードルコレクションや、また幕張メッセで開催されましたアジア最大級の国際食品飲料店のフーデックスジャパン2019のほうへも出店をして支援等を行っております。

こういうことを積極的に県内外へ、シードルのまち弘前の認知度向上を図る取り組みを行っているとあります。

◎8番(木村 隆洋委員) 今、課長からるる取り組みのお話がありました。ぜひ、りんご課としても地シードルの普及促進に努めていただきたいと思います。

1点ちょっと確認なのですが、時期がことしの春なのか昨年なのかわからないのですが、フランスのほうからシードルに関して、市のほうにたるの寄贈というお話があったというふうに伺っております。それで、市のほうにたるの寄贈を断ったという話を実は伺いました。まず、これ事実なのかどうか。事実であれば、なぜたるの寄贈を断ったのか、お伺いいたします。

◎りんご課長(吉田 秀樹) ただいまのたるの話でございますけれども、昨年11月にシードル協定の更新のために副市長と担当者数名がフランスのほうを訪問しております。その際に、ブーヴロン・アン・ノージュ村の村長、ほかシードル技術者と意見交換を設けているのですが、当市に対してのたるの譲渡に関する発言とか譲渡の意向は、

見受けられなかったものであります。

◎8番(木村 隆洋委員) では、今の話だと、たるの寄贈の話そのものがないということで、そこをもう1回、1点だけ確認させてください。

◎りんご課長(吉田 秀樹) 委員おっしゃいますとおり、その話はなかったということでございます。

◎10番(野村 太郎委員) それでは、2款1項4目、説明書36ページの移住推進事業でございます。

まず、この中の特にお試しハウス運営に関してお聞きしたいと思います。まず1点目として、事業を行った上でどのような利用者からの感想があったかというところをお願いします。

◎企画課長(澁谷 明伸) 移住お試しハウスの利用者からの感想ということでございます。

こちらは弘前への移住を検討している方が一定期間弘前で生活を行ってもらって、移住を前向きに検討していただきたいというもので、平成27年度から取り組んでいるものでございますが、利用者からの声といたしましては、立地環境がよくて、複合施設とか飲食店に近くていいと。あと、100円バスとかもあって交通の便もすごくいいということで声をいただいております。また、実際に生活してみて、移住を検討するに当たっての生活イメージができたという声もいただいております。

一方で、現在、複合住宅の3階を借り上げておりますので、3階までエレベーターがなくて階段で上り下りしなければいけないという部分で、その部分での声というのはいいただいております。

◎10番(野村 太郎委員) ありがとうございます。

そういった意見、今の答弁を聞きますと、いわゆる3階というか、いわゆる一軒家とかそういう形ではなくてというお試しということでありま

す。そういう点で、やはり実際に移住するというふうになったときに、必ずしもその場所に移住できるわけでもないということでございますので、私たち雪国の生活者でございますので、そういう点もやっぱり考えていかなければだめなのかなと思うのですけれども、その話も含める形にしていきたいと思うのですけれども、まず、去年の12件25人という人数を、市としては、担当部局としてはどういうふうに分析しているか、お願いします。

◎企画課長(澁谷 明伸) 12件25名の利用ということでございます。

正直申し上げて稼働率としては低いというふうには認識してございます。これまで平成27年度からトータルでいけば、30件ほどの利用はいただいているのですが、12件ですので、月にすれば1件というようなこともございまして、どうしても低いという、そこは認識しております。ですので、今後はさらに東京事務所を活用してPRであったり圏域市町村で連携した移住の取り組みを進めておりますので、圏域での活用という部分も展開してまいりたいと思っております。

ただ、先ほどの冬のお話も委員からございましたが、冬期間での生活を体験してみたいという声もありまして、12件のうち6件が冬期間に体験いただいております。その冬期間、一軒家ではないので雪かきとかではないのですけれども、どのくらい寒いのかとか、どういう服装が必要なのかという部分で、冬期間での生活のイメージはできたという声は一方でいただいております。

◎10番(野村 太郎委員) わかりました。

この件に関しましては了解しました。冬期間、そして一軒家という形の、いわゆる雪かきとか、そういう本当の雪国の生活を体験した上での移住者というものを獲得するにはどうすればいいかということ、そういった点も含めて研究していつて

いただきたいと思います。

次に、2款1項11目、説明書49ページ、弘前版生涯活躍のまち推進事業、一つ目の質問にも少々関連してくるわけであります。

私は、この中で愛成会、豊徳会に地域コーディネーターの設置とか、あるいはお試し居住の実施というのを、CCRCの事業としてやっていらっしゃると思うのですが、委託先からの声、感想というかフィードバックはどういったものが来ているのか、お願いします。

◎企画課長（澁谷 明伸） まず、CCRCのほうの地域コーディネーターの設置の部分で、委託先の声という部分でお答えいたします。

この地域コーディネーターは移居前から移住後のトータルでの相談体制という部分で各法人に1名ずつ配置いただいております、相談窓口であったり、そこが一本化されるというところで、法人としてもそこは管理というか、わかりやすいという声がございます。

一方で、どうしても通常の業務も行っている方が、お試しに来る方であったり移住相談に来る方に業務が集中してしまっているということもあって、その部分としては負担があるというのは正直、声としてございます。

また、お試しのほうの事業者の声といたしましては、先ほどのお試しハウスとも少し関連するのですが、移住してくるに当たって、弘前での生活という部分で体験してもらおうという部分に関しては効果的であるというふうには思っておりますが、ただ一方で、先ほども申し上げました地域コーディネーターと一緒に、お試しに来ていただいた方に対して地域コーディネーターが2泊3日ずつつきっきりになってしまう部分もあって、その部分でもコーディネーターの負担はあるということで声はいただいております。

◎10番（野村 太郎委員） わかりました。そういう声があるということは理解しました。

1項目めの移住に関してもそうですし、生涯活躍のまちに関してもそうなのですが、一般質問と、あるいは予算委員会での質疑でも出た話なのですが、全体としてやっぱり人数が少なく、人数が少ない中で移住促進事業もやって、生涯活躍のまちもやるという形になっていて、小口小口がさらに小口になってしまっているという状況で、ですから、これはこれで一つの事業としては評価してほしいのですが、やはり今後、本当に移住というものを進めていく、拡大していくとなったときに、移住事業そのものを1回再編してもう少し窓口がわかりやすいものという形にしていけないと、やはりこのように何組、何組という少ない口数での事業で終わってしまっ、結局は移住につながらないという、実際に移住している方はこの事業を通さないで移住している方はたくさんいらっしゃるのだけれども、やはり市がイニシアチブをとった移住事業の拡大ということになると、やはり事業の見直し、再編というものを少し考えていただきたいなということを要望申し上げて終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時56分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎5番（富士 文敏委員） 私からは、4点について質問をさせていただきます。

まずは、2款1項1目、決算説明書の27ページでございますが、民間企業派遣事業ということについてお聞きいたします。

まず、これまで民間企業の派遣実績とございます。

か、それをお示し願いたい。それと、派遣事業の事業効果、どういうふうな効果があったのかをまずはお示し願いたいと思います。

◎人事課長（堀川 慎一） 民間企業派遣研修の内容です。

この研修は、平成25年度から実施してございます。株式会社電通に平成25年から27年までの3年間で職員3人を派遣してございます。毎年度1人ずつ派遣したということになります。あとは、株式会社JTBに平成26年から平成30年までの5年間で職員2人を派遣してございます。1人目が3年の研修、2人目が2年の研修、合計5年という派遣研修を行っております。そのほか、JR東日本秋田支社には、平成30年から職員を1名派遣しております。その職員は今年度も継続して派遣してございます。

続いて、効果についてでございます。

電通への派遣職員ですが、広告会社で学んだスキルをSNSの情報発信や業務へのプレゼンテーションに生かしているほか、職員を対象とした広聴広報研修がございまして、その中でも派遣された職員が講師を務めるなど、情報発信の手法について学んできた内容を職員に対しても還元しているものでございます。

次に、JTBの派遣職員ですが、旅行会社での旅行商品の企画販売の経験や地域の魅力を発信するための企画力、宣伝力のスキルを生かして、派遣中に当市に関連した旅行商品を企画したほか、派遣終了後も人脈を生かして旅行会社への情報提供を行うなど、当市の観光PRに寄与して誘客の促進につながっているものでございます。

◎5番（福士 文敏委員） 当然、職員を派遣したとなると、帰ってくれば、今後の派遣に生かすための検証とか、そういうことも必要になるかとは思いますが、例えば問題点とか、これからの課題とか、そういうふうな検証はなされているの

か。

それと、例えば派遣を終了した職員が帰ってきてから、例えば先ほど2年とかというふうな派遣の年数もあるわけなのですが、帰ってくれば、そういうような職員をどのようなところのポストに配置がえをしているのか、その部分をちょっとお聞かせください。

◎人事課長（堀川 慎一） 先に、派遣後、帰ってきた職員の配属先でございます。

電通に派遣された職員については、広聴広報課に配属して、シティプロモーション業務などを担当してございます。

次に、JTBに派遣された職員は、観光課に配属し、四大まつりを初めとした観光業務を担当してございます。

続いて、効果の検証でございます。効果の検証でございますけれども、派遣中に職員が帰省した際に派遣職員から業務内容などについて聞き取りを行っているほか、あとは市長、副市長が上京した際に、派遣職員と面談するなど派遣中や派遣終了後も情報交換し、民間企業への派遣の必要性について検証を行っているものでございます。

◎5番（福士 文敏委員） 民間の活力という部分を十分に活用しながら市政に生かしていくということでは非常に意義のあることだと思うのですが、今後のこの事業の継続、それから必要性というものをどう捉えているか、最後、お聞かせください。

◎人事課長（堀川 慎一） 今後についてですけれども、総合計画を推進していくために、効果が見込まれるところには民間企業の派遣を初め、省庁の派遣もございまして、省庁の派遣も含め幅広く検討していきたいと考えております。

◎5番（福士 文敏委員） わかりました。

ぜひ継続して、市勢発展のためにまたさまざまな分野から視点を変えるような職員の育成に努め

ていただきたいと思えます。

次に、2款1項2目の広報ひろさき発行事業についてであります。

広報ひろさき、弘前の場合、内容が充実しているということで、他自治体からも非常に評価としてはいい評価を受けているようでありませけれども、内容が充実しているゆえ、なかなか掲載依頼をしても掲載してもらえない例が多くあるという話が聞こえてきておりました。例えば、各種文化団体、それからサークルとか、それから市の体協にぶら下がっているスポーツ団体から、広報ひろさきに教室開催などの記事掲載の依頼をしたいという場合、この流れというか、フローチャートというのはどのように取り扱っているのか、まずお知らせ願いますか。

◎広聴広報課長（石澤 淳一） 各種スポーツ団体等の教室、こういった記事を掲載したい場合ということで、大きな流れを申し上げますと、まずそういった各種文化スポーツ団体、具体的にスポーツ団体ということであれば、本市の場合は文化スポーツ課ということになると思えますけれども、そういう所管している課のほうに掲載したい原稿というふうなものを提出する形になります。その次の段階といたしましては、所管している担当課において原稿内容を精査して、課内の決裁後、広聴広報課のほうに原稿依頼、提出というふうな形になってございます。発行の約1カ月前までというようなことで提出が必要だというふうな形で団体には周知が必要かなというふうに思っております。最終的に、広聴広報課のほうにおいて編集作業をして、担当課のほうへ原稿の校正をというふうな大きな流れとなっております。

◎5番（福士 文敏委員） そうすれば、この広報ひろさきへの、いわゆる掲載するかしないかという採択の基準というのは、どういうふうなものを目安にしてやっておられるわけですか。

◎広聴広報課長（石澤 淳一） 広報ひろさきへの掲載、採択ということですが、こちらのほうの課では、全庁的に広報の掲載マニュアルというものもつくってございます。その中に、一応掲載の基準といったものも定めてございまして、最近いろいろな情報が多くなりまして、なかなか誌面がとれないというようなところがありまして、誌面が限られているというところがございますので、広報誌への掲載できる事項ということで大きく何点か決めてございます。

市の諸施策についての事項と、あと市が主催する、あるいは共催、そして後援する行事等、こういったものに関する事項、あとは法令、条例、規則等で市民に周知が必要だといったような事項、市民の生活、あるいは文化の面での向上に資する事項等何点か掲載するというような事項を決めてございます。

あと、そのほかに掲載できない事項というようなものも一応定めてございまして、公序良俗に反するもの、また、そのおそれがあるものとか、あと営利を目的としたものでないもの、あと個人的な活動に関するもの、個人の教室とかこういった場合の会員の募集とか、そういったものについてはちょっと載せられないと。あと、政治活動、宗教活動を目的とするようなもの、またそのおそれのあるものは掲載できないというようなものも定めてございます。

なお、市民団体から来るいろいろな教室等、これも誌面に制約がありますので、工夫を凝らして、今までは文章でお知らせという形だったのですけれども、表にして、できるだけスペースをつくるようにして掲載してございますけれども、どうしてもあきがないというようなところで、条件を満たすものに限って掲載してございます。

最終的には、行事等が、市が後援する行事で担当課室がしっかりとしたものであるというような

ところ、あと団体を構成する会員が主に市内居住者であること、あと、催し、募集が市内全域を対象にしているというようなことを、まず教室等の採択の基準として、こちらのほうで内容を精査しております。

◎5番（福士 文敏委員） ちょっと確認しますが、先ほど、いわゆる掲載できないものの中に、営利を目的としたものでないものというふうな答弁がありましたけれども、営利を目的としたものが、いわゆる掲載できない事項に該当するということの解釈でよろしいでしょうか。

◎広聴広報課長（石澤 淳一） 失礼いたしました。訂正いたします。営利を目的としたものは掲載できないということでございます。

◎5番（福士 文敏委員） 広報ひろさきの誌面が限られていることは了知しました。そういうふうなこともあってなかなか希望に沿えない団体からのものもあろうかと思えますけれども、そうであれば、例えば市のホームページあたりに市民のお知らせコーナーとか、そういうふうな特化した部分で、そこから漏れたものを、ホームページであればある程度の余裕もあると思えますので、そういうようなものを掲載する場所を設けるとか、ぜひ、ひとつ検討していただきたいと思えます。

では、次に移りまして、2款1項11目、決算説明書49ページから50ページにかけての、いわゆるひろさきローカルベンチャー育成事業のことでございます。

このローカルベンチャー、49ページから50ページまで委託が約5項目にわたってございます。業者がネクストコモンズラボですか、ということで5者全てここに行っているわけですが、私この5項目を見て、ちょっと内容的に余り、事業が錯綜しておりまして、どういうふうなプロセスでこの事業が展開されているのかと、時系列的にちょっと見えてこないのですよ。どう展開されて

いくというのがよく見えてこないということ。

それと、業者選定に当たった全部5委託事業が1者に集中しているということで、業者選定の経過と、例えば入札だったらどういうふうな入札の執行状況であったかということをちょっとお知らせ願えますでしょうか。

◎企画課長（澁谷 明伸） まず、こちらの事業の概要から少しお話しさせていただきたいと思えます。

こちらのひろさきローカルベンチャー育成事業は、総務省の地域おこし協力隊の制度と内閣府の地方創生の取り組みをミックスしたような形で取り組みを始めたものでございまして、移住によって、その地方での起業、これまでであれば地域おこし協力隊はどちらかというに移住して地域の活性化的部分があったのですが、今回の取り組みというのは、移住プラスその地域で地域の課題解決をしていくための起業という部分がプラスしている取り組みになっております。

この団体につきましては、地方での起業という部分を行政であったり民間企業であったり、あとは移住してきた人、そういう部分をつなぎ合わせて、各地域でいろいろな起業していくということで平成29年に立ち上がった一般社団法人でございまして、現在、一般社団法人ネクストコモンズラボが当市も含めて全国11団体と連携して、近くでいけば、岩手県遠野市とか、そういう市町村と連携して、こういう地方での新しい起業、首都圏から移住して起業していくということで取り組みをしている事業でございます。

具体的な流れといたしまして、動き出したのは昨年度からになります。平成30年度に具体的に弘前でどういう起業のプロジェクトを立ち上げようかという部分をまず始めました。それと並行して、弘前に取り組みで移住してくれる方を募集するというのも同時並行で進めておりまして、移住

してくださる中には二つの型がございます。一つは、取り組み全体をコーディネートするコーディネーターとしての募集もあります。もう一つは、実際にこの地方に移住して、この地方で新しい起業をするという部分の二組の取り組みが大きいです。人数といたしましては、コーディネーターの部分が3名、実際に起業する部分で10名募集ということで取り組みをスタートしております。

委託にはさまざまございますが、例えば項目の一番最初にあります選考業務などは、募集に当たっての経費であったり、二項目めの運営業務につきましては、今申し上げました、どういうプロジェクトを弘前で展開していくかという事業構築の部分でございます。また、三つ目のコーディネートの部分につきましては、先ほど申し上げましたコーディネーターの部分の人件費の部分でございます。最後の活動業務というのが実際に移住してきた人の部分の活動業務という部分になります。

現在、コーディネーターの方として3名移住していただいております。また実際に起業するために弘前に移住されている方というのは3名いらっしゃいます。計6名、現在移住しております。

◎5番（福士 文敏委員） 2通りのパターンで今移住の受け入れという部分を考えているということなのですが、ちょっと決算説明書の52ページが一番最下段を見ていただきたいのですが、私ちょっとこのローカルベンチャーによる新規事業創業人数というのが、平成30年度が目標値ゼロ、実績値ゼロということで、この事業完了が令和3年3月ということで一挙に10人ということなのですが、ここが今後どういうふうに動いていくのかということと、これについての今後の方向性もひっくるめて御答弁願えますでしょうか。

◎企画課長（澁谷 明伸） まず、10人の目標値のところでございます。こちら、先ほど申し上げました、実際に移住して起業したときの人数として10人というふうにカウントするとして目標を立てたものでございまして、現在、移住されてきて、今いろいろな活動をしてくださってはいるのですけれども、まだ起業まで結びついていないということもございまして、現在数値としてはまだカウントされなくて、ゼロとして整理をしております。実際、今既に移住されて起業に向けて取り組んでいる方が3名いらっしゃいますので、その方が今後起業ができれば、その3人は数値としてカウントしていけるものと考えております。

あと、今後ということでございますが、10人と目標に掲げておりますが、現在具体的な起業に向けて移住された方というのは3名しかいないのが現状でございます。ですので、さらなるPRとかを進めていくとともに、その3名の方がしっかりと起業できるように、自走化に向けた体制というのはつくっていきたく思っております。

ただ、もう一つ、10名という目標を掲げてございまして、その10名を達成するために、実は手を挙げてくださる方はいらっしゃるのですが、その方の具体的なビジョンが余り見えないとかというのでお断りしている場合もあります、正直申し上げてございまして。ですので、確かに国の地方創生の交付金を使っている部分もあって目標値は立ててはいるのですけれども、そこは余り追求めず、しっかりと地域の中で残っていけるものというものをまず優先して考えております。

◎5番（福士 文敏委員） 令和3年末までということですので、目標達成できるように、さらなる努力はしていただきたいと思っております。

次に移りまして、同じく2款1項11目の決算説明書51ページになりますけれども、ここに都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業ということが

ございます。

まず、この事業についての事業概要、それからこれまでの実績と事業効果についてお示ししたいと思います。

◎農政課長（齊藤 隆之） 都市と地方をつなぐ就労支援カレッジ事業につきまして事業概要と、それからこれまでの実績、事業効果ということでお答えさせていただきます。

まず、事業概要でございますけれども、本事業は地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出などを総合的かつ効果的に推進するために市が作成しております地域再生計画に基づきまして、地域農業の多様な担い手や補助労働力の育成や確保を図るために大阪府の泉佐野市と連携いたしまして、大阪等の大都市圏の周辺における若年無業者を含む就農希望者等を対象にいたしまして当市の農業法人においてりんご産業の実践的な研修を行うものでございまして、国の地方創生推進交付金を活用しているところで、平成27年から実施してございます。

これまでの実績及び事業効果でありますけれども、当市においては、この実践的な研修ということで、農作業の体験を通じて当市の魅力を知ってもらうための2泊3日のひとかじりコース、これは本当に短期間のコースと、それからもう一つは、一定量の農作業に従事するというので、7泊8日のまるかじりコース、この2コースを設定して事業を実施しております。

これらの受け入れ実績といたしましては、平成27年度から平成30年度において、この短期間のひとかじりコースにつきましては、延べ112名の研修生を受け入れてございます。7泊8日のまるかじりコースにつきましては、延べ99名の方を受け入れておりまして、平成30年までで合計209名の研修生の方を受け入れているところでございます。

事業効果ということでございますけれども、このまるかじりコース、1週間のコースでございますけれども、こちらの参加者の中には1カ月間農業法人で働いたというふうな研修生であるとか、2カ月間の農業法人との雇用契約を結んで働いたという方も含まれておりまして、若年の無業者への就労支援というふうな面と、それから当市の農業の補助労働力対策というふうなことににつきましては、一定程度の効果があったものと考えております。

◎5番（福士 文敏委員） 今、最後のほうで、当市農業の補助労働力の対策として一定の効果があったということだったのですが、これは泉佐野市からそれなりの人数に来ていただいて、今までの事業を展開してきた中で、これから継続していくに当たって、例えばどういう課題があって、この課題に向けた対応を市はどう認識しているのかということについても、ちょっとお聞かせください。

◎農政課長（齊藤 隆之） 本事業の課題と、それから課題に向けた対応ということでございます。

平成30年度までは、長くても1週間程度の期間で研修生を受け入れてまいりました。これまでのところ、平成30年度までについては、移住による就農ということには至っていないというふうな現状は認識してございます。

今、短期間の二つのコースだけでは目標である農業分野への担い手不足の改善が見込めないというふうな課題を認識しているところで、一人でも多くの農作業体験者が当市のほうに定着していただく、地域農業の一翼を担っていただけるようにということで、今年度、平成31年度、令和元年度からは新たに約1カ月のコース、長期型のコースを設けたところでございます。

今年度は長期型コースの研修生を5名ほど見込

んでおりまして、長期型のコースの対象者としたしましては、これまで短期型で参加された方に働きかけをして、りんご産業に一層関心の高い方を中心にというふうなことで、そちらの方をターゲットに働きかけをしているというところでございます。

現時点におきましては、3名の研修生の方を長期型ということで受け入れておりまして、これからこういった研修生の方が当市に定着するようにサポートしてまいりたいと考えてございます。

◎5番(福士 文敏委員) 今のところ移住による就農には至っていないということだったのですが、最後に1点だけ、この事業の継続性と今後の必要性ということで、これからどんどん移住が、どのくらいになれば効果があったと認められるのか、今後の方向性についてだけ、どのくらいまで続けていくのかというふうなビジョンをお持ちでしたら、お知らせください。

◎農政課長(齊藤 隆之) 今の質問に対する答弁の前に、訂正させていただきたいと思えます。平成27年から30年のひとかじりコース112名というふうにして答えたかと思えますけれども、人数のほう110名ということで訂正させていただきたいと思えます。

今後の事業の方向性というか、どういうふうにご考えているのかということでございますけれども、まず本事業につきましては、国の交付金の期間が来年度までということになってございます。来年度まではこういった1カ月コースというふうな長期型のコースも設けて、そういった方が定着していくようにということで努めてまいりたいと思っております。

その後につきましては、本事業そのものが最終的には事業自体が自走化というふうなことで取り組んでいる、事業者が自走化というふうなことがありますので、自走化に向けてそういった本事業

の受託業者のほうと課題等協議しながら、こちらのほうで支援できるものがあればということで取り組んでまいりたいと思っております。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、木揚公明。

◎11番(外崎 勝康委員) 私は、2款1項4目、説明書34ページ、いいかも!!弘前応援事業についてお聞きします。

まず初めに、事業費と寄附額に関して見解をお聞きしたいと思います。どのように分析しているのか、お聞きしたいと思います。

その次に、魅力ある事業と魅力を感じられなかった事業等があると思えます。そのことから、どのような事業を発展させて、どのような事業を新たにしたいと思っているのか、お聞かせいただければと思えます。

◎広聴広報課長(石澤 淳一) ふるさと納税寄附金推進事業ということでございます。

事業費でございますが、説明書のほうにもございますとおりに、歳出のほうで返礼品の購入、あるいは業務委託料といったことで総額で1億4000万円ほどかかっているということでございます。

実際の寄附額でございますが、平成28年度が7386万円ほど、平成29年度は2億4000万円ほど、平成30年度は2億9000万円というふうな着実に寄附額はふえてきているというふうなことでございます。

これまでの事業をやってきた中において、創設当初、これは平成20年度になりますけれども、当市では公共施設の割引券や広報誌などを発送していたというようなこともございます。また、寄附者自身が返礼品を選べなかったというようなPR不足、こういったもので当初は寄附金が少なかったのではないかなというふうなことで考えてございます。

現在でございますが、寄附者に対する返礼品として、この辺の充実を図っておりまして、りんごやりんごの加工品、あと、津軽塗を初めとした工芸品、当市の魅力的な特産品を全国の方々に知っていただき弘前の魅力を知っていただくというように事業を展開しております。

魅力のある、またはないといったようなところでございますけれども、今まで取り組んできたもので、ほぼほぼこちらの事業のほうは順調に進んでおりまして、魅力がなかったのではないかとというようなところの認識はちょっとございませんけれども、例えば平成28年度からは、返礼品のほか特典といたしまして、ねぶた絵の送付、これはねぶた団体の皆様からいただいたねぶた絵を送付するとか、あと平成29年度からは桜のオーナー制度、あと桜の剪定枝を寄附していただいた方に発送したりしております。経費をかけずに弘前の魅力をできるだけ発信したいというようなところで取り組んできたものでございます。

◎11番(外崎 勝康委員) ちょっと今お聞きしたかったのは、事業費が約1億4000万円に対して、今回の寄附実績は2億9000万円という金額、この辺に関してどういうふうに分しているのか、その辺ちょっと具体的に聞きたいなと思いました。

◎広聴広報課長(石澤 淳一) こちらの事業費の中身でございますけれども、基本、3割が寄附者への返礼品という形になってございます。こちらのほうで具体的に申し上げますと、説明書のほうの34ページ、こちらのほうのふるさと納税返礼品発送等業務委託料という中に入っております。3割が返礼品の金額だと。そのほかに受領証の発送、そういった事務の業務委託というところで、今言いました1億1600万円の中にそういった手数料が入っているというふうなことになってございます。

◎11番(外崎 勝康委員) 私が聞いているのと全く違う答弁なので、いいです、これ以上。全然かみ合わないの。

それで、次にお聞きしたいのは、時間があるということなのですが、では、あえて聞きます。済みません。

私、最後に聞きたいのは、この事業、最終的にはやはり弘前市の大きな財政の力になっていくと思います。そういう意味では、100億円をぜひとも目指していただきたいなという思いを持っているのですが、その辺に関して、どのようなお考えなのかお聞きしたいと思います。

◎広聴広報課長(石澤 淳一) 100億円を目指してというふうなことでございます。ただ、総務省のほうで6月に地方税法を改正いたしました、いろいろな制約がある中でございますけれども、こちらのほう、少しでも寄附金をふやす、あるいは弘前の魅力を発信できる、知っていただくというようなことで、いろいろな取り組みを知恵を絞って進めていきたいと思っております。

◎11番(外崎 勝康委員) 済みません。それでは、中長期的な目標はあるのでしょうか。

◎広聴広報課長(石澤 淳一) 今、中長期的な目標ということでございますけれども、具体的な金額の目標は持ってございませんが、一つずつ返礼品の追加、今年度についてもロマントピアの宿泊券、あるいはあけびづる細工の手提げとか、あと、りんごの木オーナーとなれるような返礼品といったものも今考えておりまして、そういったものを一つずつ魅力あるようなものを発信していくことで弘前を応援していただきたいということで少しずつでもふやせればというふうにご考えてございます。

◎11番(外崎 勝康委員) わかりました。

私思うに、やっぱりこういう事業というのは確かにアイデアもあるのですけれども、ちゃんとし

た中長期的な目標というものがある中で本当にいろいろなアイデアが生まれてくるし、そこからやっぱり本当に本気になってやっていくものが生まれてくると思うのです。ですから、そこに弘前の魅力をもっともっと発掘して、もっともっと多くの方にPRしていく、そういったものがさらに発展していくと思いますので、どうか中長期的な目標を明確にして取り組んでいただきたいなと思っております。

その次に、2款3項1目、説明書55ページ、個人番号カード交付事業ということで、まず、交付率11.6%についてどのようにお考えなのか、お聞かせください。

◎市民課長（成田 春美） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。マイナンバーカード交付率11.6%についてでございます。

平成31年3月末現在の全国のマイナンバーカード交付率は13.0%、青森県は11.3%でございます。弘前市は、県内10市の中で7番目の交付率でございます。3月末現在でいけば11.6%ということでございます。

◎11番（外崎 勝康委員） それをどういうふうに分析しているのかと、それを聞いています。

◎市民課長（成田 春美） 分析につきましては、私どものほうで普及促進策とかいろいろ検討をしまして、現在のところマイナンバーカードのメリットというのが身分証明書、それからICチップによるe-Taxでの申請など、そういうことのメリットしかございませんので、今のところは、市民の方々がマイナンバーの必要性というのをそんなには必要ではないのではないかとということで分析しております。

◎11番（外崎 勝康委員） それでは、具体的に何をどうすればアップするというふうにお考えですか。

◎市民課長（成田 春美） それを打開するため

に普及促進策といたしまして、平成29年度に引き続いて、運転免許センターや弘前警察署、市内4カ所の交番、12カ所の駐在所及び岩木・相馬支所、6出張所にポスター等を掲示いたしまして、さらに市内の金融機関等にもポスターを掲示していただいております。また、平成29年8月21日からは市民課、ヒロロ総合行政窓口、岩木・相馬支所において国から配付されたマイナポータルタブレットを用いまして、市職員が顔写真の撮影と専用のウェブサイトを利用し、申請のサポートをしております。今後もこのサービスを継続してまいりたいと思っております。

◎11番（外崎 勝康委員） 私が聞いているのは、アップするために具体的に何をすればアップするとお考えなのかということ聞いています。例えばこのマイナンバーカードをこうしたことにも使えたらいいとか、市のシステムであれば、例えば住民票とか、よく言われているのが、コンビニでも住民票を出せるとか、いろいろなことがあると思うのです。そういう具体的なことを市として何を考えているのかというのを今お聞きしています。

◎情報システム課長（羽場 隆文） カードの使用のことについてですので、私のほうからお答えいたします。

カードについては、ただいま子ども・子育てのほうで利用に関する給付事務というので使われるということで、あとマイナンバーの旧姓併記ということにも11月から併記をされるというふうになっております。あと、保険証にも使っていこうということで、今後マイナンバーカードに付加価値をつけて普及に努めていきたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） マイナンバーカードに関しては、国としてもいろいろな施策を組んでやっております。ただ、地方自治体においても

いろいろなことができますので、そのことを私もお話ししています。ですから、地方自治体でできることをやっぱりやっていく中で、マイナンバーカードの普及が高まっていきますので、高まることによって今後、医療とか保険とか金融とか、いろいろな形でマイナンバーカードが適用していきますので、そういうことも含めてぜひとも積極的にいろいろな形で市としてしっかりした施策を組みながら具体的に進んでいただくことをお願いしたいと思います。

◎16番（小田桐 慶二委員） 三つ質問させていただきます。

まず、2款1項3目、説明書で34ページです。本庁舎サステナブル建築物等先導事業検証事業でございます。

まずは、この検証事業の概要について一つお伺いします。それから、あわせて、委託期間なのですが、平成30年7月19日から平成31年2月28日までと、ちょっと変則的な、中途半端なというか、契約期間なのですが、この契約期間になった背景もあわせて、まずお伺いします。

◎管財課長（工藤 浩） 私からは、サステナブル化プロジェクト効果検証業務委託料についてお答えいたします。

まず、事業の概要でございますが、本事業は市役所本庁舎改修におきまして、環境負荷の低減や経済性に配慮することを目的に、市役所庁舎内の照明設備や空調設備を監視制御するシステムを導入した持続可能な建築物と先導事業の効果を検証するものでございます。より効果の高い省エネルギー、省CO₂技術の導入による環境負荷の低減に向けた取り組みとして本庁舎サステナブル化プロジェクトという名称で国の補助事業の採択を受けております。

プロジェクトの内容につきましては、環境負荷の低減や経済性に配慮することを目的に省エネルギー、省CO₂を目指すための設計工事及びエネルギーマネジメント手法の効果検証を行うこととなっておりまして、今回の委託業務につきましては、その取り組みの一つでありますエネルギーマネジメント手法の検証を行うといったものでございます。

検証内容といたしましては、庁舎改修工事において構築した照明設備や空調設備を監視制御するシステムについて照明の明るさを抑える減光や空調機の停止といった制御があった後の職員が手動でもとに戻す行為、いわゆるリバウンドがどれだけあったのかという運転状況の検証のほか、利用者の意見を吸い上げまして、ビルディングエネルギーマネジメントシステム、いわゆるBEMSをより効果的に利用していくための改善に関する検証となっております。

委託期間についてでございますけれども、平成30年7月から平成31年2月に設定した理由でございますが、本業務委託につきましては、本庁舎の電力の需要が高まることが予想される最も暑い夏の8月と最も寒い冬の2月を含める形で実施したかったこと。また、補助事業の申請時期や完了実績報告の時期を勘案した結果、このような期間設定となったものでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） なかなか専門的な分野の感じもするのですが、では、特にエネルギー需要が多い夏、冬を中心に委託して検証を行ったということですので、その検証の結果、どういう具体的な数値結果が出たのか、効果が出たのかということをお尋ねします。

◎管財課長（工藤 浩） ただいま御質問がありました成果についてでございます。

成果といたしましては、大きく二つございます。1点目は、電気を使う量の予測値があらかじめ設定した値に達すると自動で照明の明るさを抑えたり、廊下等の共用部分の空調機の運転をとめ

る処理をピークカットといいます。このピークカットがあっても事務に支障がない形で電力の使用量を抑制することができる適正値を求めることができました。

具体的には、照明の明るさを抑える値、空調をとめる値が、従来は、それぞれ425キロワットと450キロワットでありましたが、今回の検証によりまして、それぞれ390キロワットと400キロワットに低く設定しても事務への影響が少ないことがわかりました。

2点目といたしましては、消費エネルギーの見える化により、職員の環境負荷に対する意識や行動に変化が見られ、例えば不要な箇所の消灯、あるいは自然換気である窓あけの実施など、自発的な省エネルギー化につながる結果となったことが挙げられます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 数値的にも改善が見られたということですので、今後これをさらにまた環境負荷の軽減のための見直し、さまざまなものの検証を含めて取り組んでいきたいと思っております。

次に、2款1項4目、説明書37ページの弘前移住サポートセンター東京事務所運営事業について。

説明書を見ますと、相談件数あるいは移住者数、さまざま数値的なものも含めて書かれておりまして、私個人としては非常に、派手ではないですけれども、着実に成果として上げてきているのではないかというふうに思っております。

ただ、我々議員としてもそうですが、弘前におりますとなかなか東京事務所というものの状況が見えてこないという部分もあるのではないかというふうに思っております。私らも東京方面へ出張、あるいは視察へ出かけたときには、東京事務所に寄って状況を聞いたりとかしてきてはおりますけれども、こちらにいますと東京事務所で何を

やっているのだべなというのがふだんなかなか情報として入ってこないという印象を持っております。

そこで、まず今、東京事務所で行われている、総括的でも結構ですが、体制は3名体制でやっているようですが、どういう活動をしているのか、そしてまた、その活動自体がこちらの本庁とどういうふうな連携をとっているのか、まずその辺をお伺いします。

◎東京事務所長（太田 尚亨） まず、東京事務所での活動ということですが、東京事務所は平成28年10月に弘前移住サポートセンター東京事務所として開設以来、首都圏における当市の移住促進の拠点として移住相談、それから移住セミナーの企画運営、各種移住イベントへの参加などのほかに、あとメールマガジンやSNSを活用しました移住検討者への情報発信、それから首都圏での弘前市内の高校出身者の同窓会とか、ふるさと会といった集まりがあるのですが、それらの弘前関係者とのネットワークづくりというふうに取り組んでおります。

また、東京事務所では、今年度から業務を拡張いたしまして、県東京事務所や市の産業育成課と連携した企業誘致活動、それから各省庁とのパイプを構築するために省庁の訪問活動、そのほかにも他の課との連携による首都圏での用務など幅広い業務を行っております。

本庁のほうとの連携ということで、本庁のほうの企画課の移住サポートセンターのほうと移住関連のセミナーやイベントの参加、それから当市のさまざまな移住に関する制度、補助制度など支援制度といったものに関して情報共有しながら業務を進めております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 東京事務所長、大変御苦労さまでございます。びっくりしました。答弁ありがとうございます。

今、業務も多少拡張したというお話もありましたけれども、今は3名体制でやっている。移住サポートの仕事、あるいはまた、そのためのさまざまな団体への顔出し、あるいはマスコミやさまざまなところの連携がいっぱいあると思うのですが、まず3名で大丈夫なのでしょうか。

◎東京事務所長（太田 尚亨） 確かに、昨年度から比較しましてやる業務はふえております。そういった中でも3名、あと非常勤職員1名いるのですが、そこと工夫しながら、なるべく効率的に業務を進めていくと。中には本庁の企画課のほうにもちょっとお手伝いをさせていただくといったこともしながら進めております。

◎16番（小田桐 慶二委員） わかりました。3名プラス非常勤の方が1名、4名でやっていらっしゃるということですね。

それと、一つ確認なのですが、説明書の中にふるさと会など3団体に参加したというふうにございます。これが東京目屋、相馬、それから津軽ひろさき応援隊とあるのですが、ちなみに、岩木会というのはないのでしょうか。

◎東京事務所長（太田 尚亨） 岩木会もございます。ここについては、平成30年度の実績として掲載してございますが、今年度、私、訪問させていただきました。

◎16番（小田桐 慶二委員） わかりました。さまざまな分野にわたる仕事を4名の方でこなしていらっしゃるということで、大変敬意を表したいと思います。

それで、冒頭申しましたように、東京事務所でさまざまな活動をしていることがなかなか地元弘前で認知されていないといえますか、情報不足でなかなかわからない部分があるということで、できれば、例えば広報ひろさきや、あるいはホームページに東京事務所のコーナーなどを設けてはいかがかと思うのですが、広報ひろさきは月2回で

すので、毎月2回原稿を書くというのは大変でしょうから、その辺は協議いただいて、東京事務所としてこういう活動をしていますよという情報発信を地元にもやっぱりするべきではないかと思うのですが、この点いかがでしょうか。

◎東京事務所長（太田 尚亨） 私も委員おっしゃるとおりだと思っておりまして、これまでSNSやメルマガで首都圏に向けての東京事務所の情報発信というのはやっていたのですが、やはり地元の皆様にも御理解いただくということで、やはり地元に向けた情報発信も必要なのかなと考えております。そういった中で、現段階では広報ひろさきに、まずこれまでの東京事務所の活動報告などなどを掲載することで検討しております。また、ホームページも、委員おっしゃるとおり、情報発信できる媒体として有効なのかなと思いますので、今後検討したいと思っております。

◎16番（小田桐 慶二委員） わかりました。これについては、これで終わります。

次に、2款1項5目、説明書40ページ、日本で最も美しい村づくり推進事業。

これについては、私も一般質問とかさまざま、過去何回か質問もしてきましたし、他の同僚議員等もこれについて質問してきておりますが、まず、日本で最も美しい村について、これまでの活動状況、そしてまた成果といえますか、全体的なものをまずお伺いします。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 久明） 私からは、日本で最も美しい村づくり推進事業の概要についてお答えいたします。

NPO法人日本で最も美しい村連合は、失った二度と取り戻せない日本の農山漁村の景観や環境、文化を守り、地域資源を生かしながら美しい村としての自立を目指す運動を展開しており、世界で最も美しい村連合会にも加盟している団体でございます。

岩木地区がその連合への加盟を平成28年10月に承認されたことから、同連合の理念と目的に基づき、市と岩木地区の関係団体等で組織する日本で最も美しい村づくり岩木協議会を主体に「日本で最も美しい村・岩木」の価値の維持向上に向けた取り組みや情報発信を行っております。平成30年度につきましては、岩木の漬物伝承講習会や世界一の桜並木植樹会などの事業を行っております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 今、世界一の桜並木植樹事業のお話が出ました。平成30年度で92本の植樹をしたというふうに説明書には書かれております。確かに、世界一の桜並木、ヤマザクラの景観というのは物すごい素晴らしいものがあると私は思っておりますが、問題となっているのは、私、一般質問等でも質問しましたが、電柱・電線との兼ね合いです。

過去に、住民の方から1回見に来てくれということで行きましたところ、いわゆる電柱・電線のラインと桜並木のラインが重なっている部分もあるわけですね。そうすると、木が伸びてくると電線に絡まる。東北電力としては、これはちょっとライフラインを確保するためにも、その枝を切る。これはやむを得ないのかなとは思いますが、それも職人が切るわけではないので、剪定するわけではないので、電線にかかっているからばさっと切ってしまうと。

こういうこともあって、当時の担当課にも話をして、現場を見てもらったりしたこともあったのですが、桜並木の桜というものの所有権といいますか、その桜の木はどこのもになるわけですか。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 久明） 桜並木は市が管理しておりますので、樹木などの処理は市が対応することになっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 所有権はどこに

なるかということです。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 久明） 市でございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） そうすると、今現状でそういうふうに電線に引っかかっている部分も実際にあるわけですね。私としては、大変景観が損なわれると思っているわけです。そこを何とかしたいなということが一つ根っこにあるわけですが、電線にかかっている枝を伐採すると。これは東北電力のほうで伐採するわけですね。そのときに、ここの箇所を伐採するとなったときの市と電力とのやりとりは、どういう連携で伐採するのですか、手続上は。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 久明） 桜並木の管理は商工費の予算の中で委託をして業務を行っております。業務内容といたしましては、桜並木の桜の雪囲いの設置、撤去に合わせて倒木、枝折れなどの雪害処理、整枝・剪定、薬剤散布などの業務を実施しております。

それで、電線による接触などの軽微な剪定でございますけれども、東北電力が電柱・電線の管理の作業中に行っている場合もございます。管理を行うに当たっては、東北電力とも協議の上、進めてまいりたいと考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 電線に枝が伸びてきて、東北電力としては電線を守る上で、この枝を切らなければまずいとなった場合に、市に許可を得るのですか。それで協議して、市として了解として決裁を出すのですか。その辺の手続はどうするのでしょうか。それとも勝手に東北電力が伸びてきたから切るということなののでしょうか。

◎岩木総合支所長（戸沢 春次） 東北電力のほうで電柱や電線を点検する際に、本当に軽微なものについては東北電力のほうで枝を払ったりとかいうことはしているということでは聞いておりま

す。ただし、大きなものにつきましては、これからも東北電力、あるいはN T Tの電柱もありますので、そちらのほうと協議しながら進めていきたいというふうに思っております。

◎16番(小田桐 慶二委員) 協議をしていくということですが、今現状では、協議はするのでしょうか、話も来るのでしょうか、やはり電線とかN T Tに、これは伸び過ぎてきているとなれば、やっぱり切らざるを得ないというのが今の現状なわけでしょう。市がここを切ってはだめということはないわけですよ。そういうふうに今現状としてはなっているのだと思うのですよ。

そういうことで、せっかく、日本で最も美しい村というものに加盟したわけですから、これはやっぱり一度東北電力なりN T Tと協議の場を持ってほしい。この桜並木を維持するために、極端に言えば、電柱を移動してほしいのです、私は。木を移動するというのもなかなかなので、電線は移動できないものかなというふうに私は率直に思うのですよ。

そういうことから、市と電力、あるいはN T Tと、美しい村に加盟したのですということから、この桜並木を日本一美しいものに今後も維持していきたいという話し合いを持っていただきたいと思うのですが、その点についてはどうですか。

◎岩木総合支所長(戸沢 春次) 今、委員御指摘のとおり、東北電力、あるいはN T T、あるいは県道の並木の道という遊歩道等もございますので、県のほうの関係者ともいろいろ内容を検討していかなければいけないと思いますので、そういった関係団体でもってお話をしてみたいなというふうに思っております。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、日本共産党。

◎23番(越 明男委員) 一つだけ通告いたし

ました。今の16番委員に続くような形にたまたまなったのですけれども、勘定科目、2款1項5目、決算書の67ページの支所及び出張所費の中に、岩木総合支所に絡む管理費等がございますので、ここの関係で、旧岩木地区避難所等の看板についてということで通告をさせていただきました。

決算審議に当たって、少し経過を述べますけれども、旧相馬・岩木地区の中に、相馬、あるいは岩木を冠にした避難所の看板がどの程度、今も残った形で設置されているのかなというお声を市民からいただいたものですから、こういうタイトルにいたしました。

最初の質問は、旧岩木地区内に岩木避難所と称する、またその類いの看板は今現在どういう配置状況にまずございますでしょうか。

◎岩木総合支所総務課長補佐(佐藤 久明) お答えいたします。

旧岩木地区に今も残っている岩木避難所等の看板の実態ということでございますけれども、旧岩木町が設置した岩木町避難所の看板を掲示している施設は35カ所になります。内訳といたしましては、学校が2カ所、公共施設等が4カ所、集会施設等が25カ所、保育所が3カ所、その他施設が1カ所となっております。

◎23番(越 明男委員) ありがとうございます。

その看板がかつてどのぐらい設置されたのか、張りめぐらされたのかどうかというのは、いろいろ昔にさかのぼるので、それは今やりませんけれども、35枚ほど今残っているという説明がございました。その事情、わけ、この35枚の旧岩木避難所と称する看板が設置されているというのをどう見ているかということで、少し伺いたいなと思うのですよ。

というのは、合併以来、もう随分時間が経過し

てございますね。資料要請しましたら、比較検討するわけではありませんけれども、相馬のほうには旧相馬地区にはないと。岩木地区には今35枚ほど。合併後随分たっておりますけれども、時限的にも随分過ぎ去りし話なのですが、こちら辺はどういうふうなお考えで今おられますか。

◎岩木総合支所総務課長補佐（佐藤 久明） なぜ、岩木町避難所の看板が今も残っているのかということでございますけれども、合併協議で避難場所の指定は現行どおり新市に引き継ぐことで調整したことにより、看板がそのままとなっております。その時点で岩木町という部分の修正が必要でしたけれども、マンホールのふたと同様に合併時の申し合わせで経費がかさむことから、すぐには修正せず、機会をうかがって修正することとしておりました。その後、災害時の指定避難所等の見直しを行っておりますので、指定避難所でなくなった施設の表示は撤去するなど見直しに対応した表示でなければならないのですが、そのまま残っている状況にあります。

◎23番（越 明男委員） 今、課長補佐の説明で、次の質問も要らなくなりましたから、つまり検討事項の問題としては、内部的にもいろいろありましたというお話を今説明いただきました。それはそれでわかりました。

さて、これはこのままキープした形で推移するわけにはいかない問題でしょうね。ただ、そうになると支所、出張所費の問題かどうかとなると、これは越の思いですよ。越の思いは、財産管理課も何らかの形で検討さねばまねぐなるのかなど。

今、課長補佐からちょっと話があったように、最近、災害時の指定避難所ということでの保存版のペーパーが広報と一緒に回ってきましたね。これを見ましたら、岩木地区のほうで、たしか私のカウントでは25カ所になっているのですよ。だから今、私の指摘する岩木避難所と称する看板が設

置されているところと、今現在ですよ、今現在の緊急避難所の25カ所はかなりオブラートするのではないかなと思うのですよ。

そこで、僕も決算審議の中でどこにクエスチョンを浴びせればいいのかちょっと悩んだのですが、とりあえず準備の過程で総合支所のほうに伺いますけれども、今、補佐も少しおっしゃったのですが、撤去、どう言ったらいいのですか、除去、撤去。岩木町避難所というのはふぐあいなことははっきりしているのですから、この方向に行政処理を進めるといった場合に、どういう手続が、総合支所長どうですか、考えられるのですか。

◎岩木総合支所長（戸沢 春次） 今現在残っております岩木町避難所という施設自体が、もう避難所でなくなっている箇所もございます。したがって、誤解を与えるような表現をしているところにつきましては、撤去しなければならないと思っておりますので、撤去につきましては防災課のほうで担当いたしますので、撤去する方向で、なるべく経費のかからない方法を防災課のほうと協議してまいりたいと思っております。

◎23番（越 明男委員） そうでしょうね。そういう諸事情もあればこそ、多分察するにこれまでの総合支所長などを中心としていろいろ検討したのだけれども、財政の問題も、それから防災的な問題もいろいろ加味して。

今、支所長の説明でちょっと気になったのですが、先ほど紹介した保存版の災害時の指定避難所と担当課がずれているような感じもしないわけではないのですが、今、あなたの説明で、もう既に避難所としての役割がというところがちょっと気になるのですよ。

それは、指定避難所という概念は、災害時の指定避難所という、保存版で言いますと、指定避難所というのは家屋などが被災した場合に被災者が

避難生活を送ることができる施設というふうにあるものですから、つまり、自主的に避難するところではないかなという感じで私は見ていたのですよ。

ところが、この指定避難所のところには、もう一つの概念がありまして、指定緊急避難場所というのがあるのですよ。指定緊急避難場所というと、これは文字どおり第9款の防災課のほうに完全に行ってしまうかもしれないので、でも今、張りめぐらされている岩木町の避難所看板は、指定避難所としての性格というのは今はなくなったような説明なのですが、そこは本当ですか。もう1回ちょっと確かめたいと思います。

◎岩木総合支所長（戸沢 春次） 旧岩木町のときにつけた指定避難所につきましては、防災課のほうの避難所ということからは除かれておりますので、基本的には外す方向で考えたいというふうに思っております。

◎23番（越 明男委員） 最後。前列に企画部長がおられますから、企画部長がたしか第9款の防災のほうの担当部長でないかなと思ったりしたので、撤去なり除去の際、私も現地、何枚かを見ているのです、実は。かなり岩木町の当時の方々は頑丈に設置しておりまして、場合によっては費用ということになると随分とかかるのかもしれませんが、企画部長、そこは担当の部署と、それから防災課とも連携を密にして、ひとつ来年対処していただければありがたいなということで、私のほうはこれで終わります。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、さくら未来。

◎1番（竹内 博之委員） 私から、この項目で三つ質疑させていただきたいと思います。

まず、2款1項4目、説明書の34ページ、先ほど外崎委員からもふるさと納税の部分で質疑があったのですけれども、今年度の説明書を見る

と、いわゆる業務委託費の割合が昨年度と比較して14%ぐらい上がっているということで、事業費に占める業務委託料の割合がふえているというのと、寄附金の総額に占める、いわゆる事業費の割合も平成28年度から比較して、平成28年度が63%、昨年が55%、平成30年度が51%ということで、寄附金もふえているのだけれども、それ以上に事業費負担の割合がふえているということの分析を御答弁お願いします。

◎広聴広報課長（石澤 淳一） ただいま御質問がありましたふるさと納税返礼品発送等業務委託料というところについて申し上げます。

こちらのほう、平成29年度の決算額からいきますと7453万円、平成30年度の決算額でいきますと1億1668万6000円というふうな形になってございます。こちらのほうの業務委託の内訳についてでございますが、まずは寄附額の9%ということで、事務の手数料的なところが9%プラス消費税と。あと返礼品代、あと送料というところでございます。

平成29年度と30年度をまず比較した場合に、実は平成29年度の9月まで業務委託をしてございませんでした。職員が一つずつ返礼品を管財のほうに発注して、発送してというような事務を行っておりました。ただ、平成29年度の10月からはプロポーザルで業者を選定いたしまして業務委託に移ったということが平成29年度でございます。平成30年度は年度初めから全て業務委託になったということで、ここの部分で分析をした結果、歳出が大きくなったという部分でございませう。

◎1番（竹内 博之委員） それでは、今後は、今年度から業務委託費は完全にプロポーザルでやったということで、いわゆる費用負担の割合の部分は、今後は今の50%前後で推移していくということですね。私が考えたのは、寄附金がふえていっても、結局事業費負担の割合がふえていく

と手元に残る、いわゆる収支の部分がなかなか残らないのではないかなということ、こういう質問をしたのですけれども、今後、業務委託の部分では、割合はある程度今の現状が続いていくという。わかりました。ありがとうございます。

次、行きます。

支出項目の2款1項4目の説明書36ページになります。

ひろさき広域出愛サポートセンター運営事業についてなのですが、まず、この事業の大半が、コーディネーターの費用が約7割ということで、まずこのコーディネーターの方が担っている役割、業務について御答弁をお願いします。

◎企画課長補佐（白戸 麻紀子） ひろさき広域出愛サポートセンターのコーディネーターの役割ということで、コーディネーターは2名おります。この2名については、会員がお相手を探すときの閲覧の立ち会いですとか、会員への助言、それからお見合いをするときにサポーターが立ち会いをするのですけれども、そのサポーターを選定というか、この方々にはこのサポーターをとということで、サポーターの選定ということで業務を行っております。

◎1番（竹内 博之委員） さまざまなコーディネート機能を担っているということなのですが、私ちょっと気になったのが、会員数の推移でありまして、これも平成29年度から比較すると、平成29年度が200人、30年度が312人、112人ふえているのですね。平成31年の今の実績が345人ということで、昨年比較で33人、多いか少ないかという判断はそれぞれだとは思いますが、こういう出会いサポートというのは、やっぱりそれ相応にマッチングする母数があるからこそ、いろいろなセッティングを含めて可能性というのが出てくるものだと思うので、会員数の増大に関してどういう戦略というか、あと目標設定とかを

しながら、コーディネーターの方もさまざまな業務、役割があるのだと思うのですけれども、会員数の拡大を図って、その中でマッチングを進めていくことが事業の本質だと思っているのですけれども、その辺、御答弁お願いできればと思います。

◎企画課長補佐（白戸 麻紀子） まず、会員数の推移ですが、こちらの事業は平成26年度に弘前市が単独で実施しております。平成26年度から28年度まで単独で実施しているのですけれども、平成28年度末時点では200名の会員数でした。平成29年度から弘前圏域定住自立圏8市町村が連携して広域化をして広く圏域住民を対象にしまして、100名ほどふえて312名となっております。平成30年度には345名ということで、増員としては33名ほどなのですが、実際に平成30年度の新規の登録者は110名となっております。純粹にふえた分だけではなくて、退会された方もいるということで110名となっております。

広域化で、やはり同じ母数だとなかなか出会いの場がないというのが正直なところありますので、こちらのほうについては、休日の登録会を開催したりですとか、さまざまソーシャルネットワークサービスを活用して広告を出したりですとか、会員の増強に努めているところです。

◎1番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

会員の増強の部分でもう1回質疑したいのですが、会員をふやすに当たって、今休日の窓口を設置したりとかSNSで広告をしているということで、それで十分なのかなというのが私思っていて、何を言いたいかということ、やっぱりほとんど働いている人たちが多いと思うので、やっぱりいろいろな企業へのアプローチというのが最も効果的であり、その需要というのは物すごくあるのだと認識していますので、最後、質疑では

ないのですけれども、今やっているPR活動のプラスアルファで、地元の企業だったり、今広域でやっているのであれば、広域の企業のところに会員数増大のキャンペーンではないのですけれども、アプローチというのが必要なのかなと思いますので、その部分を最後に申し上げて、この点については終わりたいと思います。

最後の項目です。2款1項9目の説明書の43ページになります。

町会連合会の運営費補助金の部分なのですが、まず補助金算定方法が昨年と比較すると130円掛ける加入世帯数で算出したと思うのですが、平成30年度の決算は150円になっているということで、算定方法が変更された経緯とか、そういったことの御答弁をお願いできればと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 弘前市町会連合会運営費補助金の算定方法の変更理由ということでございますが、平成30年度において弘前市町会連合会補助金を1世帯当たり130円から150円へ増額した理由といたしましては、当市におきましても少子高齢化等を背景として地域コミュニティの希薄化等が大きな課題となっております。町会連合会と市がさらに連携を強化し、協働により地域コミュニティの維持活性化に取り組んでいく必要があることから、町会連合会が行う事業の充実を図ろうとしたものでございます。

平成30年度におきまして、町会加入キャンペーン、町会だより作成講座、町会担い手育成塾などを市と町会連合会の共催にて実施し、町会等が抱える課題の解決に向けた活動を行っているところでございます。

◎1番（竹内 博之委員） 町会連合会と協働で市と一緒に事業を行っていくということと同時に、町会のほうで自治を進めていってほしいという意味合いが私はここに込められていると思うの

ですけれども、そういった背景を踏まえて、今連合会に加入していない町会もあると伺っているのですけれども、その現状と、結局、連合会に加入しないことによって受けられるメリットと申しますか、受けられないサービスと申しますか、そういうものがあるのであれば、お示してください。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず最初に、町会連合会への加入状況についてお答えいたします。市町会連合会への加入状況ですが、平成30年度は331町会のうち、322町会、全体の97.3%の町会が市町会連合会に加入しており、未加入町会は9町会となっております。

次に、町会連合会に加入しないことでの受けられないサービス、いわゆる不利益のようなものだと思いますけれども、そちらにつきましては、町会連合会事務局へ確認いたしましたところ、未加入町会におきましては、町会連合会が主催する研修会へ参加できないほか、連合会が行っているアメリカシロヒトリ駆除薬剤費などの補助事業の対象とならないということでした。

◎1番（竹内 博之委員） 補助金の割合も130円から150円にふやしているということで、行政としても多分連合会に対しての期待というか、担っていただきたい役割というのは大きいと私は認識しているのですけれども、そういった中で、未加入町会が9町会あるということで、行政としては未加入町会に対して、できれば連合会に加入してほしいのかということも含めてどのように考えているのか。加入してほしいと思っているのであれば、どうすれば加入率というか、上がっていくと考えているのか、お示しいただきたいと思います。

◎市民協働課長（高谷 由美子） まず、未加入町会があることについて、市としての見解ということでございますけれども、弘前市町会連合会は町会相互の連絡協調や親睦、相互研修等を目的と

して活動しており、未加入町会におきましては町会同士のつながりが希薄になったり、地域での情報共有が行き届いていかないのではないかと危惧されるところであります。市としては、町会連合会が行っている各種研修会などの活動を支援することは町会の活性化につながるものと考えておりますので、未加入町会がなくなることが望ましいとは考えておりますが、加入の決定につきましてはそれぞれの町会の判断によるものと考えております。

続きまして、町会連合会への加入についての取り組みですけれども、町会連合会への加入はあくまでも各町会の判断によるものであり、市では働きかけを直接的には行ってはいないのですけれども、やはり町会連合会同士が助け合って市全体のまちづくりを進めていくという部分をいろいろな研修等や事業等の機会にお話ししていきたいというふうに考えております。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、無所属。

◎3番（坂本 崇委員） 私のほうからは、2点質問させていただきます。

まず、2款1項1目のW i F i環境整備事業についてです。平成30年度に弘前公園等の公衆無線LAN環境の大規模な更新を行ったということですが、今回更新した理由、更新前の問題点及び更新後改善された点、効果などがありましたらお伺いいたします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） そうしますと、私のほうからお答えいたします。

まず、更新した理由ですけれども、平成23年度に最初に整備しまして7年間経過して、機械の耐用が超えたことから今回整備したということとなります。

更新前の問題点ですけれども三つありまして、電波が弱いので強くしてほしい、それからつながるエリアをふやしてほしい、それから認証方式が

メールアドレスが一つしかなかったということと、認証画面の言語が4言語ということが課題としてありました。

この課題を解消するために、まず電波が弱いということについては、アクセスポイントを最新の機器に更新したことで強い電波になりつながりやすくなりました。それからエリアをふやしてほしいということも、携帯電話のLTE回線というものを使用することによって、屋外のアクセスポイントを12アクセスポイントから23へ増設し、エリアの拡大を図っております。また、認証方式も、四つの言語から14言語にふやしたことで、認証方式をメールアドレスからフェイスブックやツイッターなどのSNSアカウントの認証をふやしております。

続きまして、効果ですけれども、観光情報を検索する際の利便性の向上だけではなく、ツイッターやインスタグラムなどで観光スポットの画像を情報発信するなど、世界中に情報発信されるということが効果になります。これを見た人が、弘前を訪れてみたいなということで、誘客につながるということが効果というふうに考えております。

アクセス数が、平成29年10月から平成30年7月までの10カ月間で9,500件しかなかったアクセス数が、更新後、平成30年10月から令和元年7月までの10カ月で3万6700件ということで、約3.8倍に伸びているということも効果としてあります。

◎3番（坂本 崇委員） 答弁ありがとうございます。大分更新したことによって効果が出たという分析をされておりますが、私のほうでもちょっと観光案内窓口とか、そういったところに更新後の状況というのを聞いたところ、今と同じような話で、これまでですとつながりにくいかという話があったのですが、かなりその点の窓口に来る苦情というのは減っているということと、あと、

言語が4言語から10言語ふえて、全部で14言語対応になったということで、そういった、いわゆるインバウンド対応の部分でも以前よりは苦情が明らかに減ってきたという声は聞いております。

実は来年、オリンピックイヤーということもありまして、これまでもそうですけれども、外国人観光客がこれまで以上に入ってくるが見込まれて、今のところは何とか整備も整っていると思うのですが、結構いろいろな国の方が来ますので、来たときに窓口でしつもつするということが多くなるという場合があるのですね。ですので、ぜひこの辺も今後様子を見ていただければというふうに思います。

それと、公園全体もそうなのですけれども、今、弘前市内全体のW i F i のカバー状況と今後の整備計画についてお聞かせいただければと思います。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 市内の観光施設のW i F i のカバー状況と今後の整備計画ということについてお答えいたします。

まず、カバー状況ですけれども、市の主な観光施設、スポットである弘前公園、藤田記念庭園を初め、観光館、追手門広場、禅林街、りんご公園、それから交通の拠点であるJ R弘前駅の1階の観光案内所付近など24施設にW i F i を整備しています。よって、主な観光に関する施設は、おおむねカバーしているのではないかなというふうに考えております。

今後の整備計画ですけれども、お話ししたとおり、昨年度大規模な更新を終えたばかりでありますので、電波も強くなったり、利便性も向上しておりますので、しばらくは様子を見て整備を考えてまいりたいと考えております。

◎3番（坂本 崇委員） ありがとうございます。念のためといいますか、かなり弘前市内の観光施設がカバーされているということなのですか

れども、来年4月に開館する弘前れんが倉庫美術館についても当然整備するものと思いますけれども、確認のためお願いいたします。

◎都市整備部長（野呂 忠久） れんが倉庫美術館につきましても、来館者のサービス向上のため、W i F i 環境を整えていきたいと考えております。

◎3番（坂本 崇委員） ありがとうございます。インスタ映えするスポットがたくさんあると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、2款1項4目の恋人の聖地プロジェクト参画負担金について質問いたします。

私の記憶なのですけれども、2014年ころに吉野町緑地公園が恋人の聖地に選定されて、当時メディアでも取り上げられた記憶がありますが、弘前市が恋人の聖地プロジェクトに加盟した経緯、目的について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

◎企画課長補佐（白戸 麻紀子） 恋人の聖地プロジェクトですけれども、こちらはN P O法人地域活性化センターが展開する事業で、全国の観光地の中からプロポーズにふさわしいスポット、そこを恋人の聖地として選定し、さまざまな活動を通して結婚に対する意識醸成を図るとともに、地域の新たな魅力づくり、情報発信、地域活性化を図ることを目的としたプロジェクトです。

近年の若者の未婚化、晩婚化の要因の一つに若者の結婚に対する意識の低下というものが考えられることから、平成26年度に市が婚活支援の事業を実施するに当たって、吉野町緑地を恋人の聖地として認定を受けて、若者が恋愛、プロポーズ、結婚、そういったものを意識するきっかけづくりの場を創出して、意識の啓発を図ることを目的として参画したものです。

◎3番（坂本 崇委員） 答弁ありがとうございます。先日、恋人の聖地プロジェクトの公式サイ

トを見ましたら、弘前市の名前が削除されていたのですが、このプロジェクトから抜けたというか、脱退したということなのでしょう。このことについてお聞かせください。

◎企画課長補佐(白戸 麻紀子) 吉野町緑地が恋人の聖地に選定されたことに伴って、翌年度、平成27年度にシンボルとして恋人のベンチというものを設置するとともに、そこで行われるイベント等に活性化センターから提供されたノベルティーとかを配布して、意識の醸成、意識啓発を図ってまいりました。しかしながら、吉野町緑地の整備工事が進んで、平成30年度から本格的に工事が始まりまして、その広場の緑地の活用ですとか積極的なPR、そういったものができなくなったこと、それから平成29年度から広場で連携しまして、婚活の支援を行ってきて、圏域の住民に対する意識啓発というものを別な形で実施していたことから、平成30年度をもってこのプロジェクトを脱退したものです。

◎3番(坂本 崇委員) ありがとうございます。今の答弁の中にもベンチの話がありましたけれども、背もたれがハート型になっているベンチだと思うのですが、脱退したというお話でしたけれども、脱退後も権利とかの関係はどうなっているのでしょうか。使えるのでしょうか。

◎企画課長補佐(白戸 麻紀子) 恋人の聖地プロジェクトの脱退に伴って、選定された銘板というものは活性化センターのほうに返却したのですが、ベンチのほうは弘前市が独自に設置したものであるため、今後も活用することができます。今、緑地のほうは整備工事を行っておりますけれども、整備工事後も引き続きその場所に設置できるかどうか、こちらのほうは担当部のほうに御検討をいただいております。

仮にその事業のコンセプトに合わないですとか設置できないといった場合には、市内のほかの公

園ですとか緑地等で活用できないか、その点も含めて現在検討しているところです。

◎3番(坂本 崇委員) 答弁ありがとうございます。このベンチは結構、観光客の方に評判がよくて、中央部分がへこんでいて、二人で座ると自然と寄り添えるというか、くつつくというちょっとユニークな仕掛けになっているということで、結構好評を得ております。もし今後も使える用途がありましたら、ぜひ御検討していただければと思います。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

◎17番(鶴ヶ谷 慶市委員) 通告しないでごめんなさい。まず、説明書の40ページ、総務費2款の公用車管理のあり方について、2款1項6目について少しお聞きしたいと思います。

公用車は全体で、これを見ると、本庁舎公用車保有台数とかとなっておりますけれども、岩木、相馬も含めた全庁舎での保有台数は何台か。

それと、リース化ということでやっていますけれども、全車のリース化は考えられないのか。考えられないとすれば、何か原因があるのか。

三つ目は、リース化によって経費削減につながっていると思いますが、どれくらいの経費削減になっているのか。

最後に、リース化の目標値等は設定しているのかどうか、お知らせください。

◎管財課長(工藤 浩) 公用車のリース化についての御質問でございます。

公用車は市役所全体で何台保有しているのかと

ということでございますが、今正確な数字は手元にございませぬが、400台ほどではなかつたかと思つておりました。

リース化について、全部の車のリース化は考えていないのかということでございますけれども、現在のところは管財課所管の車両のみでもってリース化をして運用しているところでございませぬけれども、他の車両につきましても、リース化の状況等を踏まえまして、今後検討できる部分は検討してまいりたいと考えております。

全部をリース化できない理由ということでございませぬけれども、まず、管財課で所管している車両についてリース化していない車は5台ほどございませぬけれども、その内訳といたしましては、国の補助金を利用して購入しているものなどもございまして、購入方法によってはリース化できないという車両もございませぬ。

先ほど、全体で車両の保有台数400台ほどではないかということでお答えしたのですが、数字が366台ということで、訂正させていただきます。

あと、リース化に関する目標ということでございませぬけれども、現在のところ、明確な目標というのはございませぬが、一元化とあわせての話なのですけれども、メリットといたしまして、リース化する前の平成26年度と平成30年度の比較でいきますと、全体の車両台数が61台から55台へ削減できていると。あと稼働率が51%から78%に向上している。あるいは燃料費が約800万円から530万円ということで約270万円ほど削減できているといったメリットがございませぬ。

ただいまは一元化することのメリットということでございませぬけれども、あわせてリース化によりましても公用車の法定点検や修繕に係る事務作業なども削減されておりまして、修繕料も約300万円から約86万円ということで、約214万円ほど削減できているという実績もございませぬので、

そういったことから、今後も他の現在リース化されていない車両についても可能なものがあれば検討してまいりたいと考えております。

◎17番(鶴ヶ谷 慶市委員) ありがとうございます。非常に努力しているようなので、これからは全て税金で補われているわけなので、削減に努めていただきたいと。

私、先ほど目標値と言いましたけれども、実際そういうふうは何百万円ずつ減っているということは、このリース化が成果を上げているのかなというふうに思っていますので、これからはひとつ頑張ってください。

それから、一つ要望ですけれども、今366台という台数がはっきりわかつたわけですけれども、ぜひ、誰が運転するかわかりませぬけれども、運転した後、使った後はきれいにしておいて、次の人が使用するときには気持ちのいい状態にしたいなど。というのは、時々、私も車が好きなのでよく見るのですけれども、自分の車は余り洗わないのですが、役所の車が泥ついたり、汚い状況であるというのが非常に私残念なのです。ですから、使った後はきれいに。たまに道路維持課のほうにお邪魔して、タイヤショベルだとかグレーダーだとかダンプだとか見ませぬけれども、きちんと洗っています。非常にあれを見て、大事にしているなというふうに見ておりますので、ひとつ今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目です。説明書の54ページ、納税貯蓄組合事務費補助金についてであります。

私も町会の納税組合に加入してございまして、お世話になっている者の一人です。非常に少ない補助金と申しますか、事務局は大変なやりくりをしております。

それで、伺ひたいのは、納付額割が、これを見ませぬと、個人の場合は納期内納付額掛ける2%、それから法人の場合は納期内納付額掛ける0.2%

となっておりますが、これは条例とか何とかで決まっているパーセントなのか。ひとつお聞かせください。

◎**収納課長（西沢 宏智）** 今の納税貯蓄組合の納期内納付額の2%、0.2%ですけれども、こちらは、うちのほうの納税貯蓄組合の補助金の要綱がありまして、それに基づいて算出しているものでございます。

◎**17番（鶴ヶ谷 慶市委員）** 補助金の要綱と言いましたけれども、私が聞いたのは、パーセントは条例とか何とかで決めているパーセントなのか。そして、もし変えられるのであれば、変えてもらいたいのですよ。まず、決められているパーセントなのかどうか、それをお聞かせください。

◎**収納課長（西沢 宏智）** 条例で決めている数字ではございませんので、検討の余地はあると思いますけれども、ただ2%というのと、あと法人はどうしても納税額が大きくなりますので、そちらのほうをふやしてしまいますと、どんとそちらのほうにふやしてしまうということで差をつけているので、ちょっとその辺は今後検討させていただきたいと思います。

◎**17番（鶴ヶ谷 慶市委員）** いろいろそういうこともあるのは承知しましたけれども、これを見ると、当然ですけれども、徴収率が90%後半、市県民税が98.3%、それから固定資産税が99.2%、軽自動車税が99.6%ということで、私に言わせると、かなりの高い徴収率なのかなと。やっぱり納税組合に入って納めることによって少し、私いきなり5%にしるとか、そういうことを言いませんけれども、0.何%でも納税組合に入っていればいいことがあるのだなと。みんなで協力して払えば、こういうことにいろいろ使えるのだなということも考えられるかと思っておりますので、ひとつ今後検討していただきたい。

今伺ったら、条例とかはないということですよ

で、こういう高い徴収率を参考に、今までなかなか納税組合の運営が大変だということで、解散した納税組合もあるようです。もちろん事務局、会計も高齢化してなかなかやる人がいないということの理由もあるでしょうけれども、私は一つにはこういう徴収率が高い納税組合ですので、ぜひ補助金を今後少しふやしていただけることを期待しているものの一つでございますので、検討していただきたいというふうに思います。納税組合については終わります。

次に、説明書の55ページです。弘前市長選挙及び弘前市議会議員の補欠選挙の経費についてです。何を聞きたいかという、ポスター掲示板のことなのです。

この件については、去年だと思いましたが、先輩の宮本委員が質問されておりまして、私も再度、この件について聞きたいなど。

まず、去年行われた市長選及び補欠選挙について、ポスターの掲示板について何か所かお知らせください。

◎**選挙管理委員会事務局次長（古川 淳一）** 昨年4月に執行されました市長選挙及び市議会議員補欠選挙のポスター掲示場の設置箇所数でございます。556カ所でございます。

◎**17番（鶴ヶ谷 慶市委員）** 556カ所、多分これは国の選挙だとか、県だとかも同じかと思えます。国、県については聞きません。あくまでも弘前の市長選挙、それから市議補選についてお聞きします。

当然ですけれども、委託料が発生しておりますが、この中で4101万4000円、多分、推測するのですけれども、ポスター掲示板の設置がほとんどではないかと思えます。間違っていたらごめんなさいですけれども。この委託料は、何をどこに委託したのか。その経費は4100万円ですけれども、中身についてお聞かせください。

◎選挙管理委員会事務局次長（古川 淳一） 市長選挙及び市議会議員補欠選挙に係る委託料の内訳でございます。

まず、ポスター掲示場設置等委託料としまして956万9000円、それから選挙広報配布委託料が256万9000円、投票用紙読み取り機器等設置保守委託料が216万円、それから懸垂幕設置等委託料が13万円、選挙のお知らせ、広報の点字版でございますが、その作成委託料として8万5000円、共通投票所を導入するに当たっての設定等の委託料としまして2650万1000円でございます。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） わかりました。

私のところに市民の方から声があります。私の思いもあるのですけれども。まず、ポスター掲示場が多過ぎるのではないかと。多分、実際設置されている場所を見ているかと思えます。私も市内全域を見たわけではありません。ことし、我々の市議会議員の選挙がありましたけれども、そのときは数は数えていませんが、ここにもある、あそこにもあるというふうに見ておりましたけれども、まず多過ぎる。

数名、正しくは5人なのですけれども、町会長からも、どんだんだばと。なんどのほうの町会さ何カ所あるがさ覚えじゃなと。わからないのですよ、ほとんどが。次に、あらほど要らねと。極端な言い方をすれば、投票所と予定されているところの前に1カ所あればいいのではないかと。極端な言い方ですよ。

何でそうだからというと、今言ったように、選挙の広報だとか、いろいろなものが市で出しているわけなのです。あと、新聞等でも直前になると写真とか候補者名が出て、公約だとかはとにかく、立候補している方の写真とか名前が出ているわけで、そんなに掲示場が要らないのではないかという声もあります。具体的な町名はちょっと差し控えますけれども、ポスター掲示場の近くに3

世帯しかないところもありました。本当にあれでいいのかなと。検討する必要があるのではないかと。

これは、掲示場の設置数については、法律とか、あるいは市の条例で、選管のほうで決められている数字なのか。もし条例で決められているのであれば、検討する必要、要は、少なくする必要があるのでないかと。

もう一つ言うならば、大変でしょうけれども、地元の町会長に聞いて、おめだちのところ何カ所ぐらいあればいいんだばと、今までどおりでいいんだがと。今までどおりでいいと言えば、今までどおりということになるかと思えますけれども、これ全部、掲示場は税金が使われていると思いますので、経費を減らす意味でも、私は検討する必要があるのではないかと思えます。お願いします。

◎選挙管理委員会事務局次長（古川 淳一） まずは、ポスター掲示場の設置箇所数について定めとかがあるのかということでございますが、各種選挙におけるポスター掲示場の設置箇所数については、公職選挙法で定められておまして、1投票区につき5カ所以上10カ所以内で政令の定めるところにより投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び面積に応じて算定することとなっております。その算定に基づきますと、当市におけるポスター掲示場掲示設置箇所数の総数は621カ所となっております。ございまして、これが国政選挙及び県の選挙における設置箇所数となっております。

ただし、市議会議員選挙及び市長選挙の場合においては、平成18年の合併に当たり、弘前市議会議員及び弘前市長の選挙においてはポスター掲示場の総数を減らすことができる条例を定めておまして、特別の事情がある場合にはポスター掲示場の総数を減らすことができるとしております。

市議会議員選挙及び市長選挙におきましては、

その配置バランス、経費節減等を考慮しながら特別な事情の要件としまして掲示場の設置場所が過密となっているところを原則として減じております。ことしの4月の市議会議員選挙では446カ所としたところでございます。

削減についてなのですけれども、3月議会におきましてもポスター掲示場が多いのではないかと御指摘をいただいております、当委員会におきましても見直しをすべきではないかとの意見などが出されているところでございます。

今後、投票区の見直しや統廃合により投票区の数が減ることになった際、それによってポスター掲示場の数もさらに減るものと考えております。その際、設置する場所の状況を確認するとともに、投票区域内の有権者の意見なども伺いながら検討してまいりたいと考えております。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） ほかに、木揚公明の御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 3時00分 休憩〕

〔午後 3時20分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

◎19番（一戸 兼一委員） 私から、総務費の2款1項3目の中の11節需用費ですけれども、この中で電気料についてお聞きしたいのですけれども、まず、この庁舎の平成30年度の電気料の実績、そしてまた、新しく庁舎を建てていますので、その前との比較まで出せますか。

◎管財課長（工藤 浩） ただいま、光熱水費に関する御質問でございますが、本庁舎の平成30年度電気料金の実績でございますけれども、2229万6359円となっております。また、庁舎改修前の平成27年度の電気料金の実績は1650万464円となっております。市民防災館の増築に伴いまして庁舎の面積がふえたことで電力の使用量がふえ、電気料金も約580万円ほど増額となっております。

◎19番（一戸 兼一委員） 面積がふえたということで580万円ですか、増額ということですが、もともと新しい庁舎というのは省エネの設備を入れたとか、いろいろ工夫したはずなのにすけれども、その辺の効果というのは後からお聞きして、今は聞かないですけれども、いろいろな省エネ機器を入れて果たしてその効果があったのかということに対しては疑問もあるわけなのですけれども、今は大体金額は2200万円ぐらいというのはわかりました。

ただ、今後いかにして電気料を下げていくかというのも必要になるわけなのですけれども、まず、庁舎建てるに当たって、新しい庁舎を建てる。そのときに省エネに関しては私が知っている限りではコージェネぐらいかなと思ったのですけれども、その他何か配慮したものはあったのですか。

◎管財課長（工藤 浩） 省エネに向けた取り組みといたしましては、コージェネのほか、庁舎改修の際に照明をLED化しております。

◎19番（一戸 兼一委員） 当然照明のLED化というのは全てやらなければだめなわけで、まだ当市も、学校なんかの照明器具も全く手つかずで残っているはずなので、今後大変これもかかるのではないかなと思いますけれども、ただ、現在電気料がこれから今度かかるものがまだまだ出てくるわけですね。新規の開業する施設もありま

す。そのほかクーラーもつけたりしているということで、どんどん電気料はかさむ傾向にあるわけですが、ですけれども。

ただ、2016年からでしたか、電気小売事業者が自由に小売ができるように電力小売全面自由化ですか、あれがなされたわけですね。そういうこともあって、この地域でも電力の小売りする事業者が何社か創設され実績も積んでおります。今まではこの電気代も全部1社からの購入だと思っておりますけれども、今後電気料が少しでも下がっていくように節約していくのももちろんだけれども、購入する電気料の価格そのものももっとも下がっていくような方式もとらなければだめということで、そういう意味で私は小売電気業者、いわゆる新電力の会社もふえてきていますので、それらの会社を入れて入札を行うなど、合法的な方法で購入する電気料を安くしていく。そして、トータル的には市の支払う電気料を下げっていく。そういうふうな取り組みも当然考えなければならない。必要である時期に来ていると思うのです。平成30年度はこの電気料でありますけれども、新年度からはぜひそういうふうなことを考慮していただきたいと思っていますけれども、市の考え方はいかがでしょうか。

◎管財課長（工藤 浩） まず、節電につきましては、ビルディングエネルギーマネジメントシステム、いわゆるBEMSの導入によって各フロアごとの電力使用量の見える化を行うなど省エネに向けた取り組みを行っており、システムのデータ活用により、さらなる省エネに取り組むこととしております。

また、今後の方針といたしましては、現在、弘前市公共施設等総合管理計画に掲げます維持管理費の縮減の一環として本庁舎を初めといたします市の施設の電力契約について、現在見直しを行っております。ただいま一戸委員から御提案のご

ざいしました入札につきましても前向きに検討し、電気料金の削減につなげていきたいと考えております。

◎19番（一戸 兼一委員） 検討していける余地があるのであれば、もう新電力というのは自由化ということであちこちで活発な活動もしておりますので、市としても一刻も早く、これだけ電気使用量が増大するとなれば当然電気料の支払いも大きくなるわけですから、ましてや財政的にも大変厳しい時代で、少しでも別なところに回さなければだめな時代ですから、ぜひ私は電気料が下がるような方法は積極的に取り組んでいくべきだと思いますので、これはよろしく願います。

それから次に、同じ項目で、今度は13番にコージェネとかがあるのですけれども、このコージェネとかの点検業務費委託料で、平成30年度は480万円払っているわけなのですね。そして、サステイナブル化プロジェクトで160万円出して、先ほどもいろいろ検証しているということをしていましたけれども、コージェネの保守点検料だけで480万円も払っているとなれば、これに今度、修繕費を見たり、それから燃料費を見たら、コージェネで全然省エネルギーになっていないのではないかなど。全てとめてしまったほうが点検費もかからないしというふうに思うのですが、その辺はどのように考えていますか。

◎管財課長（工藤 浩） コージェネについての御質問でございます。コージェネにつきましては、東日本大震災を教訓に、東北電力の電気だけではなくて、ガスを用いた発電ですとか、太陽光発電ですとか、確かに経費面もあるのですけれども、リスク分散を図って災害時に万が一何かあった際に電気が全く使えないという状況をなくするという意味で、電力以外からの発電方法等もあわせて新しい庁舎で取り入れて対応しているものがございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 岩木庁舎でも、支所及び出張所費のところを見ますと、岩木庁舎にもコージェネシステムの点検業務委託料が入っています。向こうにもコージェネレーションが入っているのですか。

◎岩木総合支所長（戸沢 春次） 庁舎の改修とあわせて、コージェネシステムは岩木庁舎のほうにも入っております。

◎19番（一戸 兼一委員） コージェネといえ、そういうふうな災害時と言いますが、災害時のためにやるのだったら、単体で発電機を用意したほうがはるかにいいと。また、発電機も移動できるような発電機にしておけば、どこの災害でも持っていける。コージェネレーションシステムみたいに設置してしまっていると、そこでしか使えない。そしてまた、ふだんそれを稼働しているということは、ただただエネルギーを無駄遣いしているだけで何の意味もなさないと。365日24時間、同負荷で回して発電したり、そういうふうにして始めて省エネにもなるのであって、電源確保のためだったら、移動式の発電機を用意したほうがはるかに得だということで、点検費もこれだけかからない。

ということで、その辺は、何も中央の業者にサスティナブル化プロジェクトなんて委託しなくても我々でもわかる問題。そういうふうなまやかしの省エネとか、そういう機械に惑わされることなく、やらなければ毎年、毎年、庁舎の維持点検だけで500万円かかっていくわけですよ。これに何もならない油もたいていくわけですよ。必要なときに回せるようなシステムでたくさんなのです。そういうふうなしっかりと見直しというの今後続けてほしい。ほかにも太陽光発電もつけている、生かされているのかということなのです。ただただ油いたり、今はガスかもしれないですけども、それただ消費しているだけ、何に

もならない。省電を買ったほうがはるかに安いということにもなる。お湯を沸かすのだったらガスの湯沸かし器のほうがはるかに安いということになるので、庁舎のこういう機器類というのは全て見直すべきだ。

今後、これを今度は新規で取りかえるときはどうなりますか。自分たちのお金で取りかえなければだめなのです。今は補助がついた、だからつけた。ただパフォーマンスにすぎない。そういう意味では、今の段階から見直して、電気も燃料費も節約する体制にしていきたいと思っております、よろしくお願ひします。答えは要らないです。

次に、確認しておきますけれども、2款1項5目の13節委託料ですか、ここに百沢小学校の雪囲い委託料とか、雪庇除去ですか、校内除雪の委託料が平成30年度決算で報告されていますけれども、学校が廃校になった後、これはどういう意味で使ったのか。わかりますか。

◎岩木総合支所長（戸沢 春次） 委託料の百沢小学校のところの支出につきましては、まず校舎の曲面ガラス、雪でガラスが壊れる可能性があるということで、それで雪囲いをしてございます。それから、その下の雪庇の除去の業務委託料、これも雪庇によって窓ガラスが割れるというふうな可能性があるので、雪庇除去の委託をしてございます。それからその下のほうが校内除雪業務ということでございますが、校舎を一部倉庫として使っているところがございまして、それで物を出し入れするために除雪作業を委託したということでございまして、まだ利活用の内容が正式に決まっておきませんので、最低限必要な管理費ということで平成30年度は支出してございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 一部ガラスが割れるとかというのはわかりますけれども、使っていない学校なのだから、1回やったら2年も3年もつように、撤去することなくやっていかなければ

ば、毎年、毎年、撤去してまたやっっていくというのなら意味がないですよ。その辺考慮してください。

次に、同じく1項3目、弘前駅前地区開発ビル維持管理費負担金ということで4033万4000円ですか、これは、いわゆるヒロロの部分の維持管理費ということなのでしょうか。

◎管財課長(工藤 浩) ヒロロスクエアの事業についてでございますけれども、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金でございますけれども、2種類に分かれて負担金ということで支出しておりますが、一つが、弘前駅前地区再開発ビルの管理費ということで、維持管理に係る経費で、警備、清掃、保守点検、光熱水費等のうち、市が負担すべき共用部分の経費及び市が所有する専有部分に係る経費について負担金を支出しているものでございまして、金額が3983万4570円となっております。

もう一つのほうが、弘前駅前地区再開発ビルにおける管理運営費用ということで、廃棄物の関係ですとか、物品、駐車場等に係る経費ということで、株式会社マイタウン弘前と協定を締結して、市が負担すべき経費を負担金として支出しているもので、金額が50万324円となっております、この合計金額が4033万4894円となっております。

◎19番(一戸 兼一委員) これがヒロロの、いわゆる管理費部分、係っている負担金等々ということなので、これだけの月に直すと330万円ぐらい超えるのかな、毎月ですね、そのぐらいの金を払っていく。そしてまた、フロアは市が所有しているということもありまして、今回男女参画センターとかもなくなった。そしてまた、例えば文化センター、あそこなんか改修にかかるかということでしたけれども、いわゆる代替のそういうスペースの施設としてヒロロの施設を利用しな

ければ、こんな損なことはないわけで、これだけの負担金もかけて所有している、そしてまた維持管理費をかけているわけですから、あそこをうまく使わなければならないというのは、今の市の状態を見るとわかることなのではけれども。

そこで問題なのが、この場合、会議やるにしても、排煙の関係で間仕切りの上があいているということで、声が漏れるとか声が聞こえるとかで非常に評判がよくない。恒久的にこれだけの維持管理費を払って行って、所有権まであって、これを何年でやめるとかというわけにいかないわけですよ。活用を図っていく必要がある。そうなれば、開口の問題、間仕切りの上に隣とツーツーで声が漏れてくるとか漏れていくとかという問題も解決すべき問題なのですね。あれ機械排煙をつけたら何とかなるのではないかということもあるわけで、本来であれば、そういう目的で使うのであれば、最初から機械排煙にして、ああいうものをやるべきでなかった。東京の一流の設計会社か何か知らないけれども、会議で使うというのがわかっていながら、上部を開放にして、声が漏れる、聞こえてくる状況で設計すること自体がおかしい。それをまた許した市もおかしいのですけれども、ただ、こういうのはこの維持管理費を見る限りでは、今後改修も必要でないかと思うのですよ。その辺いかがですか。

◎管財課長(工藤 浩) ヒロロスクエアの会議室の件でございますけれども、上の部分があいているということで、声がうるさくて会議等に利用しづらいという声があるということでございますけれども、これに関しましては、当初はできるだけヒロロスクエアにかかる経費を抑えたいという考え方のもとに機械排煙等を設置しないという判断になったものと考えておりますが、今後、参画センターですとか文化センターですとか、そういったところの施設が利用できないような状況の

中、例えばヒロロの会議室を御利用いただくとなった場合には、確かに騒音の問題を解決していく必要があるということもございますので、そこを改善するための費用がどのくらいかかるのかというのを試算してみまして、費用対効果を考えながら対応を検討していきたいと考えております。

◎19番（一戸 兼一委員） 過去のことなので、想定しか言えないですけども、金がかかるから検討したけれどもやらなかったというのは、全くうそではないですかと。最初からやる気も何もなかったのではないかと。やる気があるならば、内部の内装も、もう少し吸音のものをやっていたはずですよ。あそこは騒音の問題だけではないですよ。声が反響して、何を言っているのか耳がおかしくなってくると。そういうふうな内装上の問題もある。だから、直すのであれば、内装も吸音する、反響しないようなものに変えなければだめだということもありますよ。ですから、どうせ、これだけ維持管理費をかけているわけですから、そしてまた代替施設として、あれを利用しないわけにはいかないのですよ。あとどこを使うのですか。何も使うところないのですよ。ある施設なのだから、生かして使うということで、まずはああいうものをしっかりと直して、市民が有効に使えるようにやっていただきたい。これを要望いたします。

最後にもう一つお聞きしたいのが、9目なのですけれども、15節、市民参画センター擁壁設置工事というのが476万円で行われているわけですが、これはやめた参画センターのことですか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） そちらの擁壁設置工事は、旧参画センターのものでございます。

その工事を施工した概要でございますけれども、元寺町にある旧市民参画センターの裏側の隣

地との境界には隣地所有者の設置したブロック塀がございましたけれども、そのブロック塀の老朽化により倒壊のおそれがあるということで、ブロック塀の所有者が撤去することとなったものです。撤去した後、参画センターの土地のほうの高さのほうがちよっと高かったものですから、盛っていた土砂が隣地へ流出することが見込まれたため、流出防止のための擁壁を設置したものです。

◎19番（一戸 兼一委員） わかりました。そのときはまだ廃止するというのはわからなかったのかどうか。また、あれを廃止した本当の理由は何だったのですか。

◎市民協働課長（高谷 由美子） 旧参画センターを廃止し、ヒロロに移った理由ということでございますけれども、旧参画センターの老朽化という問題がございまして、利用者の方に大変御不便をおかけしておりましたので、利用者の利便性向上のためということでヒロロのほうへ移転したものでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） ヒロロのほうを紹介したというのであれば、ヒロロのほうを直すように、なぜ言わなかったのですか。あのままでまともに使えるような状況でないところを紹介したり、あっち使ってください。無責任ではないですか。ということになりますよ。ですから、皆さんが代替施設としてスペースとして紹介するのも結構だけれども、そちらに対するそちらの状況というものもしっかり把握した上で行政運営してほしいと思います。

今後、ヒロロなんかも活用しなければだめだということで、ぜひ直していただきたいという要望をして終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来

の御質疑ありませんか。

◎15番（今泉 昌一委員） 二つの項目で質問いたします。

まず、2款1項1目、説明書29ページ、モバイル端末利活用事業、約150万円。

このモバイル端末を使った会議等の運用と効果的な活用方法の検討ということですが、誰が、どんな機械を使って、どんな機器を使って、どのような会議を、どのような方法で、年に何回実施したのかをまず質問したいと思います。

◎情報システム課長（羽場 隆文） ただいまのモバイル利活用事業についてお答えいたします。

まず、誰がということですが、この会議は当市において市長、副市長及び部長級の職員による市政推進会議や課長級の職員による連絡調整会議などにおいて、このシステムを利用しております。

どのようなシステムかということですが、メタモジというモバイル会議システムを使っておりまして、サーフェスというモバイル端末を使って利用しております。

どのような会議かということですが、先ほども申しましたとおり、市政推進会議、連絡調整会議、その他簡単な会議のほうで使っております。

回数ですが、19回でございます。

◎15番（今泉 昌一委員） システムの名前を聞いても、私はよくわからないのですが、モバイルを使うメリットというのは、どのようにお考えになって使っていたのでしょうか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） モバイルというものは、自由に動く、移動性という意味で、携帯可能な端末ということで、持ち運びができるという端末ということでもあります。ですので、パソコンを置きっ放しにするというよりも、各会議に持ち運んで、その端末を利用するというふうに

考えております。

◎15番（今泉 昌一委員） 会議等とございますが、会議以外ではどのような使用をされておりましたか。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 通常業務で使っております。

◎15番（今泉 昌一委員） つまり、幅広くお使いになったということですね。

この説明書を見ますと、ほにゃほにゃ活用方法の検討ということに150万円執行したことになりますが、検討した結果はいかがなのでしょう。そして、この端末を使った会議というものをこれから弘前市はどのように考え、これからどのように発展させていこうとしているのか。それとも、検討したけれども、まねじやと思っているのか。そこをお聞きしたいと思います。

◎情報システム課長（羽場 隆文） この会議は、利用者から指1本でもめくれる、あと、文字が小さいけれども文字の拡大が自由にできる、資料の差し替えが容易になったという声が聞かれています。ペーパーレスになったということもありますし、利便性の向上や会議資料を用意する職員の事務の削減とかもありますので、効果がすごくあると思っております。

◎15番（今泉 昌一委員） そうですね。ですからやっぱりこれから市役所もそうですし、議会の側もやっぱりそういった効率的な、そして内容の深い会議ができるような環境を整えていかなければならないと思いますので、よろしく御検討ください。

次に、2款1項11目、説明書51ページ、弘前市シティプロモーションパワーアップ戦略事業です。

まず、資料の不備を指摘したいと思います。不備というよりも、例えばここに幾つか事業が書いています。人材育成、ロボットプログラミングと

か、地元クリエイター活動何たらかんたらといっばい書いていますが、例えばロボットプログラミングは参加者が30名、地元クリエイター活動支援もクリエイターが30人、来場者が1,308人、新たな商品34点、ここまでは一応実績の数字が書いているのですが、その下の地域連携コンテンツ事業、おおわにらんたん夢列車、冬の球場アート、ここには全く実績の数字が書いておりません。これはどうしてですか。私みたいなひねくれた者が考えれば、めぐさくて発表できない数字だったのだべかとも思ったりするのですが、やっぱり資料としては、上に参加者がちゃんと書いてあるのであれば、これも書くべきだったろうと思うのですが。

◎広聴広報課長（石澤 淳一） 委員御指摘のとおり、こちらのほうの不備ということで、上のほうの表現と同じような効果といった部分を記入すべきだったというふうに考えております。

今後は、弘前市広報と一緒に、わかりやすく表現したいというふうに思っております。申しわけございません。

◎15番（今泉 昌一委員） 数字は後で聞きます。ごめんなさい。

次に、この中の津軽塗デザインプロジェクト、これが私、事前に資料を取り寄せましたら、津軽塗デザインプロジェクトに約1082万円予算を執行しておりますが、その中の1000万円以上が東京の業者に流れているのです。1082万円の90%以上が。つまり、津軽塗の事業をしておきながら、津軽塗の業者に、弘前に落ちるお金が余りにも少ない。このことについて、その理由とか見解をお聞きいたします。

◎広聴広報課長（石澤 淳一） 津軽塗のデザインプロジェクトでございます。

こちらのほうの内訳といたしましては、ミラノサローネのほうに4月に展覧しております。委員

おっしゃているとおり、東京デザインウィークのほうに790万円ほど委託料というふうなことで展覧業務の委託料ということで支出されております。あと、東京のインターナショナルギフトショーというところがございしますが、こちらのほうは青森県の事業と呼応いたしまして青森県の事業がインターナショナルギフトショーに出展するというので、こちらと連携して業務を行うということで、青森県が業務委託した事業者、東京のリアルジャパンプロジェクトというところと随意契約したものであります。

東京デザインウィークのほうでミラノサローネのほうに出展しておりますが、平成30年7月のデザインウィークの事業全体見直しということの前に最後に海外展覧ということで、津軽塗の海外向けPRということで最後の事業となつてございすけれども、こちらのほう、今までは海外のほうで津軽塗のよさを発信したいということでジャパンデザインウィークのブース内に展覧するというのもございまして、東京デザインウィークのほうと業務委託、契約したということになってございす。

◎15番（今泉 昌一委員） もうおしまいだということで、それはそれで、本当はここで成果とかも聞きたいのですが。

例えば商品開発だと、34点と書いていますね。この34点、新しく開発した津軽塗の製品は弘前市内のどこで買えるのでしょうか。あるいはそれらの販売実績はいかなものなのでしょうか。

◎広聴広報課長（石澤 淳一） こちらのほうは、実際の販売ということになりますと……。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 津軽塗の内容でしたので私のほうからお答えいたします。

津軽塗デザインプロジェクトの商品は、34種開発いたしました。今現在、在庫を保有しないということで、現在、受注生産としているものでござい

ざいます。

◎15番(今泉 昌一委員) つまり、もちろん、片やシティブロモーション、片や津軽塗、地場産業の育成と目的は違うのでしょうかけれども、実際のところ、津軽塗産業の育成発展には寄与していなかったということを私は言いたい。

1000万円を東京の業者につき込む、海外で派手にPRする、その1000万円があつたら、もっと直接的に津軽塗産業を、本当に今、後継者不足ですとか販売不振であえいでいる津軽塗産業にとって、有効な使い方があつたのだらうと思います。

ぜひ、海外出展をもうやめたというのであれば、今後はそれを津軽塗の本当の意味での力になるような使い方をしていただきたいということで終わります。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、滄洸会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎2番(成田 大介委員) 済みません、無通告で。どうしてもちょっと気になったので。説明書の50ページ、2款1項11目のひとり親家庭就労自立支援事業費補助金ということでございまして、これが、交付先がNPO法人マザーフィールドということなのですが、就労支援事業、学習支援事業、支援業務従事者研修ということでございまして、この中で、就労支援事業と学習支援事業についてお聞きいたします。

これを見ると、就労訓練受講者が5人に対して、スキルアップセミナーの実施回数が3回、そして延べ37人ということで書いているのですが、これは今までの実績でしょうか、昨年度の

実績でしょうか。

◎委員長(工藤 光志委員) 時間をとめて。

〔入場する者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 始めてください。

◎生活福祉課長(三上 誠) ただいま御質問のありました就労支援事業と学習支援事業のこちらの数字は、平成30年度の数字でございます。

◎2番(成田 大介委員) 就労支援事業ということで、これは就職につなげるということによろしいでしょうか。

◎生活福祉課長(三上 誠) 就労支援事業につきましては、就労経験や資格に乏しいひとり親5名を対象として、生活コンシェルジュが一定期間、個別相談、キャリアカウンセリング、パソコン講座、ビジネスマナー講座を通して就労を支援する事業でございます。

◎2番(成田 大介委員) 何となくイメージとして、県のパソコンのスキルアップ講習とかは本当すごい長い期間でやっているイメージがあるのですが、これは3回ということで、定期的に一定期間やっているものなのでしょうか。

◎就労自立支援室主幹(金川 浩人) ただいまの御質問にお答えいたします。

スキルアップセミナーについては、今、課長が申し上げた就労支援とはまた別の枠組みになっておりまして、延べ37名の方を対象としたスキルアップ、あるいはキャリアアップのためのセミナーを3回実施したというものです。

ただいま課長が申し上げたマミースマイル事業については、一定期間、参加した方の生活の状況、あるいは就労の経験、そういったものを踏まえて専門のコンシェルジュが相談支援からパソコンの講座、あとコミュニケーションスキルであったり、ビジネスマナーとかの基礎的なところの講座を通して就労を支援するというものでございます。

◎2番(成田 大介委員) その一定期間をお尋ねしたいのですけれども、どれぐらいの期間なのでしょう。

それともう一つ、私、シングルファザーとして、ひとり親家庭の母などのということなのですが、これは父も入るのでしょうか。

◎就労自立支援室主幹(金川 浩人) まず、ひとり親家庭の母などというふうなところの表現をしておりますが、委員おっしゃるとおり、ひとり親の父も対象となります。

あと、支援期間についてですけれども、先ほど申し上げたとおり、個別にその方の状況によって支援内容を組み立てるといふことがありますので、一口に何カ月ということとは言えませんが、平均して大体3カ月から4カ月程度というふうになってございます。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

それで、最後に、これで就職に実際つながったというような方はどれぐらいいるものなのでしょうか。

◎就労自立支援室主幹(金川 浩人) マミースマイル事業は、就労支援を受けた方が5名いらっしゃいましたけれども、その方の現状についてお知らせいたします。

まず、そのセミナーに参加した方々は皆さんそれぞれ状況が異なるのですけれども、離婚して間もなくお仕事の経験が全くないというふうな40代の女性がいらっしゃいました。この方はこの講座を通して、初めての就労となりますけれども、パートのお仕事についております。そのほかの方々も、アルバイトをずっとやってこられた方もキャリアアップということで、アルバイトから契約社員にキャリアアップできた方もいらっしゃいますし、あと皆さん、そのほかにもそれぞれ新たなお仕事にチャレンジするというところで、働きなが

らですけれどもそれぞれ求職活動をしております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。せっかく5人という枠でございますので、確実にステップアップできるようにこれからも充実させていただきたいなど。

この学習支援事業については、とてもいい取り組みかと思っておりますので、今後ますますよろしく願いいたします。

◎18番(石岡 千鶴子委員) 説明書47ページ、2款1項11目、りんご生産者活躍継続支援業務委託料でございますが、2カ所で行われておりますよね。ロマントピアと、それから石川のほうなのですが、委託期間と業務内容の違いをどう理解したらいいのか、御説明をお願いいたします……。

◎委員長(工藤 光志委員) 時計をとめてください。時計はとめましたので。

いいですか。時計を始めてください。

◎りんご課長(吉田 秀樹) りんご生産者活躍継続支援業務でございます。

この事業、りんご生産者を対象に農閑期のストレッチ体操でありますとか、トレーニング等を実施、運動を習慣づけることで心身の機能回復を図ってりんご産業における活躍を延伸できる事業モデルの構築を図るものでございます。

今おっしゃっております委託先、委託の期間ということでございますが、まず、星と森のロマントピアを会場とします実施場所ですけれども、そちらのほうにつきましては、委託期間が平成30年8月21日から平成31年3月31日まで、また、温水プール石川のほうにつきましては、平成30年12月26日から平成31年3月31日までということでございます。

◎18番(石岡 千鶴子委員) それは委託期間なのですが、業務内容はロマントピアのほうは平

成30年10月から3月まで、この6カ月間になって
いますよね。石川のほうは平成31年2月、3月の
2カ月になっておりますけれども、それぞれの人数
とか、それを具体的に、どうして委託期間と業務
内容が違うのか、御説明をお願いします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） まず、星と森のロ
マントピアでございますけれども、こちらのほう
は機器の内容、筋肉、体幹トレーニングとかマ
シーンによるパワーリハビリテーション、ダンス
など、こういった業務になってございます。

また、温水プール石川につきましては、マシー
ンによる筋力トレーニングと有酸素運動を交互に
行うサーキットトレーニングといった中身の、活
動内容の違いでございます。

あと、参加者の延べ人数でございます。星と森
のロマントピアの会場におきましては、10月から
3月までの間で513名、そして温水プール石川会
場におきましては29名の実績となっております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 人数も違いますが、説明書に載っている私どもが持っている説明
では、ロマントピアは延べ718人、それから体協
は49人なのですね。それで、私が一番最初に質問
したのは、スポネットのほう、ロマントピアのほう
は、平成30年8月から3月まで、これが委託期
間、だけれども実際事業が行われているのは10月
から3月までですよ。石川のほうは、平成30年
の12月から3月までが委託期間なのだけれども、
実際事業やったのは2月、3月ですよ。どうし
て食い違っているのかという質問をしたのです。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 失礼いたしました。

まず、温水プール石川が追加になったというこ
との理由でございますけれども、平成29年度、こ
れは当初始めた年度ですけれども、星と森のロマ
ントピアにおけます事業が好評でございましたけ

れども、冬期の夜間の運転が不安といった声があ
ったと。また、利用者の利便性を図るために温
水プール石川を追加して実施したものでございま
す。2月から3月の開催で周知期間も短かったこ
とから、利用者49名と少なかったと。

令和元年度、今年度におきましては、事前の周
知に努めて、より多くのりんご生産者に利用して
もらいたいと考えてございます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 答弁になってお
りませんが、私が言いたいのは、大変好評であつ
たと。特にロマントピアのスポネットが担当され
たのは大変好奇心も駆り立てられて、次も行って
みようという人たちが大変多くあつて、そして、
終わりだというのをとても残念がっていたという
ような声を大変多く聞いております。こういった
ことから体協の事業内容、そしてまたスポネット
の事業内容、それぞれ参加する人に楽しみと運
動の継続を促すような工夫をしていただいて、こ
れからも頑張りたいと思います。

この継続期間と業務内容のことは、後で御説明
ください。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、無所属議
員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） これをもって、2
款総務費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、3款民生費
に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 88ページから105
ページにかけての3款民生費の決算について御説
明申し上げます。

88ページをお開き願います。

1項社会福祉費は、福祉総務課、障がい福祉
課、介護福祉課、国保年金課等に係る経費であり
まして、予算現額141億748万3000円に対しまし

て、支出済額が135億9507万2403円で、翌年度繰越額は1685万4000円で、4億9555万6597円の不用額となっております。翌年度繰越額は、弘前市プレミアム付商品券発行等業務委託料に係るものがあります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。90ページをお開き願います。

1目社会福祉総務費28節繰出金の3046万8184円は、国民健康保険特別会計への繰出金が見込みを下回ったことによるものであります。

2目心身障害者福祉費20節扶助費の1億6093万5735円は、生活介護扶助費等の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

92ページをお開き願います。

3目老人福祉費28節繰出金の2億133万636円は、介護保険特別会計への繰出金が見込みを下回ったことによるものであります。

94ページをお開き願います。

6目後期高齢者医療費13節委託料の1485万8774円は、後期高齢者歯科健康診査業務委託料等の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

96ページをお開き願います。

2項児童福祉費は、子ども家庭課に係る経費でありまして、予算現額122億1187万円に対しまして、支出済額が118億1014万4619円、翌年度繰越額は1億5878万8000円で、2億4293万7381円の不用額となっております。翌年度繰越額は、私立保育所等整備事業費補助金等に係るものであります。

次に、不用額の主なものを申し上げます。

1目児童福祉総務費20節扶助費の7829万5444円は、子ども医療扶助費等の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

98ページをお開き願います。

2目児童運営費20節扶助費の8713万6697円は、

認定子ども園等給付費などの実績が見込みを下回ったことによるものであります。

102ページをお開き願います。

3項生活保護費は、生活福祉課に係る経費でありまして、予算現額72億9699万1000円に対しまして、支出済額が71億3585万4828円で、1億6113万6172円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。104ページをお開き願います。

2目扶助費20節扶助費の1億5575万7355円は、生活扶助費等の実績が見込みを下回ったことによるものであります。

以上で、3款民生費の説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきましては、5名の質疑通告がございます。

順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明。

◎11番（外崎 勝康委員） それでは、3款1項1目、説明書58ページ、自立相談支援事業について伺います。

初めに、具体的にどのような方が相談に来ているのか、お伺いいたします。どのような方というのは、男性が多いのか女性が多いのか、また、年齢的にどのような年齢の方が来ているかなどを聞きます。二つ目として、その相談内容及び成果についてお聞きします。三つ目については、この事業の課題についてどのように考えているのか、お知らせください。

◎生活福祉課長（三上 誠） ただいま御質問のありました自立相談支援事業にどのような方が来ているのかということでございます。

まず、こちらのほうに来る方については、病気や障がいや家族との関係、あと職場の人間関係とか、あと失業、多重債務、家計管理の能力の問題、あと住まいやひきこもりの問題など、そういう方が来ていらっしゃいます。そして、まず性別につ

きましては、こちらのほうでは平成30年度は172人が相談に来ておりまして、内訳としましては、男性が75人、女性が97人となっております。そして年齢層でいきますと、多い分でいきますと40歳代が40名、そして50歳代が34名、そして30歳代が32名、20歳代が31名、こちらの方が多い状態となっております。

そして、実績でございます。実績ですが、平成30年度の新規相談者件数は先ほどもお話ししましたが172件でありまして、前年度と比較しますとほぼ横ばいとなっております。そのうち、継続支援が必要な方には支援プランを作成し支援を提供しておりますが、そちらのプランの作成件数は延べ90件となっております増加傾向になっております。

こちらのほうの内容としましては、電話相談とか訪問相談、同行相談、面接相談も含めまして2,369件のいろいろな相談を受けております。その中で、172名のうちの90名について支援プランを作成しておりまして、そのうち16名の方が就労を実現いたしまして、そのうち12名が現在も就労を継続しており就労率は72.7%、定着率は75%となっております。

そして、課題でございます。課題といたしましては、支援困難ケースの増加とそれに伴う支援に要する期間の長期化及び各支援員の負担の増加があります。平成30年度の新規相談件数は、前年と比較し横ばいとなっておりますが、1回の相談対応で終了できる場合はほとんどなく、多くが継続支援を必要としております。また、個々の相談者の支援に要する期間は、これまでの実績で見ますと最短でも6カ月、最長であれば1年半ほどかかっている場合もございます。平均しますとちょうど1年くらいがやはり支援が必要な期間となっております。

さらに、生活困窮状態に陥るおそれのある市民

の多くの方が複雑かつ多岐にわたる課題を抱えており、例えば就労支援を提供し就労を実現したとしても、中には早期離職を繰り返す方もおります。こうした場合は、支援が長期化するだけでなく、各支援員にかかる肉体的、精神的負担も増加し、その結果として支援が必要な市民に十分な支援が提供できないという状況になるおそれがあります。

こうした課題への対応策といたしましては、まず、より効果的にかつ効率的に支援を提供できるよう、現在配置されている支援員のスキルの向上を目的として各種研修の機会を与えるとともに、必要に応じては今後支援員の増加を検討してまいりたいと考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） わかりました。

それでは、次に移りたいと思います。

3款1項1目、59ページ、就労準備支援事業についてお伺いいたします。

これに関して、今お話がありました自立相談支援との具体的な関係性について、まずお聞きしたいと思います。また、支援事業の成果についてお伺いします。

◎生活福祉課長（三上 誠） 就労準備支援事業と自立相談支援の関係性でございます。

こちらの就労準備支援事業につきましては、まず、自立相談者のうちで支援の経験が乏しい方、短期間で離職を繰り返している方、仕事に不安がある方など、人とかかわりに不安がある方など、何らかの理由で直ちに一般就労へ移行が困難な方に対して一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するものであります。

こちらのほうは、最長で1年間の有期の支援を想定しておりまして、日常生活の自立に向けた支援として、規則正しい生活習慣形成のための指導、訓練、そして就労の前段階として必要な社会

的能力の習得及び事業所での就労体験や実習の場の提供など、一般就労へ就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援の3段階の支援をしております。

そして、実績といたしましては、平成30年度は20代から40代の方で、ひきこもりを経験された方や他者とのかかわりに不安を覚える方、そして社会性に乏しく就労経験の少ない方など、直ちに一般就労につながりにくいと評価される相談者22名が利用いたしました。その結果、相談者22名のうち16名が現在まで就労を実現し、就職率は72.7%となっております。一方、そのうち短期間で離職した方が3名いらっしゃいましたが、定着率は現在まで75%となっております。

なお、離職された方も含め、今も就労実現できていない方に対しては、引き続き企業見学、就労体験の機会を提供するなど、支援を継続しております。

◎11番(外崎 勝康委員) わかりました。

それでは、次に移りたいと思います。

3款1項2目、説明書62ページ、子どもの発達サポート事業についてお伺いいたします。

まず、このサポート事業と、5歳児の発達健康診査の関係性についてお伺いします。二つ目としては、サポート内容と、いつまでサポートするのか。そして三つ目としては、対象人数とサポート人数。要は、出張療育等で、全ての人に会っているのかサポートしているのか、お聞きしたいと思います。また次は、その下にあります保育所等巡回サポート事業と子どもの発達サポートとの関係性についてお伺いいたします。

◎障がい福祉課長(佐藤 真紀) まず、子どもの発達サポート事業の5歳児健診の発達の関係性をお話しいたします。

5歳児健診は、健康増進課のほうで行っている健診でありますけれども、こちらのほうで発達が

疑われる、いわゆるグレーゾーンのお子さん方に対しまして、こちらの子どもの発達サポート事業があるということをお知らせしていただいております。

いつまでこちらのほうをやる予定かということですが、いつまでというのは就学前のお子さんまでというふうになっております。

対象の人数は、931件になっております。

事業の内容ですが、子どもの発達サポート事業は、市内に居住する就学前までの発達の気になる段階の子供が対象であり、障がいの診断を受けることで利用できる障がい福祉サービスとは違い、発達障がいなどの診断がなくても発達の気になる段階で気軽に相談ができ、必要があれば早いうちに療育支援を行うなど、早期対応による発達能力の助長、自立を促し、安心して子育てができ、家族の心理的負担感を軽減するための療育相談の場となる事業です。

具体的には、市内2カ所にある児童発達支援センターに事業を委託しており、療育相談を行う専門職員を配置し、健診後の受け皿として、また病院で様子を見ましようと言われた後や、子供の状況をインターネットなどで検索して不安になった後などに親子で相談に通える場所として設置しており、個別相談や親子遊び、運動をしながら言葉の基礎を学んだり、親同士の交流などを行うものです。より相談しやすい環境を目指し、ヒロロや地域の公民館にも出張し、身近な地域で相談に応じるなどの子育て支援を行っております。

次に、対象ですけれども……。

◎委員長(工藤 光志委員) 内容が違います。もう1回、外崎委員。

◎11番(外崎 勝康委員) 要は、聞きたいのは、先ほど931名と伺いました。その931名に対して、全員サポートできているかどうかと。出張等でやっていることに対してできているかどうか

と。あとは、保育巡回サポートと今回のサポートの関係性、その2点だけお知らせください。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 大変失礼いたしました。

931名の方全てにサポートできているのかということですが、こちらのほうはサポートできております。発達の気になる方が相談できるものとなっております。

保育所等との巡回審査との関係性ですが、こちらのほうは、子どもの発達のほうは保育園に通っていない方でも使える事業なのですが、保育所等でのほうは保育園に通っているお子さんで、保育所での生活をサポートするために保育士をサポートしている事業です。

◎11番（外崎 勝康委員） これも気になるお子さん、就学前ということなのですが、それ以降のサポートはどういうふうな形で、引き継ぎするとか、それはどういうふうに行っているのか、お知らせください。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 就学以降は学校へ訪問して伝達して、サポートをしております。

◎11番（外崎 勝康委員） それはどういうやり方なのですか。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 学校のほうに訪問しまして、担任の先生と今までのサポートの様子ですとか、その辺を伝えて、これからのサポートをしていただくことにしております。

◎11番（外崎 勝康委員） お聞きしたいのは、そうだと思うのですが、例えば文書であるとか、そういうような今までのさまざまな、お母さんのことであるとか、そういうことをきちんとしたデータとして渡しているのかどうか、それをお聞きしています。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 伝えているのは文書とかではなくて、口頭でのお話になってお

ります。

◎11番（外崎 勝康委員） 私は、それだと不十分だと思います。やはりきちんとしたデータとして、その子供が将来的にもきちんとサポートできる体制が必要だと思いますので、その辺はぜひとも御検討していただければと思っております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 私から、まず3款1項1目、説明書58ページ。

ただいまの外崎委員と少し重なるのですが、私からは、質疑通告では各種支援事業というふうにしました。58ページの自立相談支援事業、それから59ページの就労準備支援事業、家計改善支援事業、生活困窮者無料職業紹介事業、ここを全体的にお聞きしたいと思っております。

先ほどの自立相談支援事業の中で、課長の答弁を聞いて大体わかった部分もあるのですが、まず全体的に、四つの支援事業の各相談窓口の場所というのはどこになりますか。

◎生活福祉課長（三上 誠） こちらのほうの相談につきましては、ヒロロにあります、ひろさき生活・仕事応援センターとなります。

◎16番（小田桐 慶二委員） 四つ全部ヒロロということですね。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）

全部ヒロロということですが、それぞれ四つの支援事業に分かれているわけですが、例えば自立相談支援事業の説明には、生活保護相談者のうち生活保護に至らなかった者及び生活保護に準ずる困窮世帯に専門の相談員が自立支援プランを作成すると。

まずはそうすると、生活保護の相談に来て、生活保護の申請をします。そして生活保護に至らなかった方が、まず自立相談支援事業の相談を受ける、あるいは就労準備、家計改善、職業紹介とか、要は、どこからどうつながっていくのかということ。それぞれ相談者が、自分は家計改善

のところに行くとかということではないと思うのですが、その辺の、どうつながってこの窓口にたどり着くのかということをお聞きします。

◎生活福祉課長（三上 誠） ただいま御質問のありました、こちらの自立相談支援事業につきましては、まず、生活保護の相談に来て、その内容を聞いた段階で、例えば生活保護の申請をして却下になった方、または相談で終わった方でその後、ヒロロのひろさき生活・仕事応援センターのほうにつながるという場合もございますし、逆の場合で、ヒロロのひろさき生活・仕事応援センターのほうで相談をしまして、その相談の結果、例えば就労の準備支援事業とか家計事業とかありますが、そちらのほうでは対応できなく、明らかに生活保護を受けなければ対応できないという方については、ヒロロのそちらのセンターのほうから生活保護の申請のほうでアドバイス、または同行してくる場合もどちらもございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） わかりました。

双方向であるということですね。先ほど外崎委員の質問に対しての答弁の中で、課題が長期化しているということと、職員の負担がふえてきている、いわゆる困難なケースが、多種多様なことがありますから、そういうことが職員の負担になっているということに対して、そういう職員に対してのスキル向上のための研修等もやる、あるいはまた足りなければ職員の増員も検討しなければいけないのではないかなというようなこともありました。

やはり、この四つの支援事業というのは、どうしても我々こういう場で質問すると、数値的な具体的な成果というのを聞きたがるのですが、それはそれとして、やはり相談事業というのは、やっぱり人の生き方をいい方向に変えて、さらに生き生きと暮らしてもらおうというための取り組みなわけですので、非常に長い取り組みが必要になって

きますし、利用する側にしてみれば、担当の方がずっと変わらずに付き添ってもらって最後まで相談に乗ってもらいたいという思いもあるかと思えますし、あるいはまた、そのためには職員の皆さんが非常にストレスのたまる仕事であるのではないかと、負担が多いと、さまざまなことに悩むこともあるのだらうと思うのですが、そういう担当職員に対してのストレスの軽減といいますか、適切なアドバイス、その辺の体制というのはどうなっているのですか。

◎就労自立支援室主幹（金川 浩人） ただいまの御質問にお答えいたします。

我々相談者の増加、あるいは支援の困難ケースの増加、あとはそれに伴う支援の長期化ということで、職員のスキル向上であったりとか、その中でやっぱり一人に抱えさせない体制というものはすごく大事なものだというふうに考えております。

そういった中で、我々のセンターといたしましては、週に1回、約2時間から3時間ぐらいかけて各支援員の抱えているケースの情報を共有いたします。その中で、支援員が行き詰まっている場合もあれば、我々が思っている以上に強いストレスがかかっている場合もありますので、そういったときにはチームで支援するというのを念頭に一人で抱えさせないような体制を心がけてやってきております。

◎16番（小田桐 慶二委員） ぜひ、担当されている職員に対して孤立させないように、しっかり我々みんなバックアップするのだよという安心感を持っていただいて、使命感を持って取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

次に、3款1項2目、説明書の61ページの意味疎通支援事業についてお伺いします。

ここに成果として、手話通訳者派遣178件、要約筆記者派遣22件、窓口手話通訳者2名というこ

とであります。弘前市としても手話言語条例等を制定いたしました。それを受けてまたさらにさまざまな活動が今展開されているかと思っております。

まず、平成30年度の活動実績として、要約筆者派遣が22件ございます。これは、例えばどういうケースの場合に筆記者を派遣するのでしょうか。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 要約筆者をどういうときに派遣するかというお話ですけども、要約筆記者は話し手の話の内容をつかみ、要約してその場で文字にして伝える意思疎通を支援する福祉サービスであります。

主な派遣先としましては、会議や研修など、医療機関や金融機関などでの手続の際に派遣されております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 要するに、それは手話ではなくて、実際文字で紙に書いて伝えるということですね。事前にそういう申請があって、そういう方が派遣されるということなのでしょうけれども、弘前市で手話を使える聴覚障がいの方、あるいは手話を使えない方もいらっしゃると思うのですが、その比率といたしますか、状況は把握されていますでしょうか。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 手話を使える方というのは、20人程度と認識しております。あとの方は使える状態でないというふうに認識しております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 聴覚障がいの方で手話を使える方が20人ということですね。わかりました。

手話通訳者178回の派遣がされているわけですが、窓口通訳者も含めて、大体1人当たり年間何回、出勤されているのでしょうか。何人で何回ということですか。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 178回派遣し

ておりますけれども、登録しているのは、手話通訳者、市内登録者は平成30年度は6人で、そのうち実際に稼働している実稼働人数は4人となっております。ですので、1人当たり約42回派遣されております。

また、市外で利用する場合もございますので、市外の登録者の方は5名で、実際に稼働している人数は3人となっておりますので、1人当たり約3回派遣されております。

◎16番（小田桐 慶二委員） わかりました。

今の答弁から、やはり手話の通訳者の人材養成というのは急務だというふうに思います。手話通訳の養成講座といたしますか、これは弘前でやっているのでしょうか。弘前市としてやっているのでしょうか。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 弘前市のほうでも入門編と基礎編ということで実施しております。市のほうで実施した後に、県のほうで実施している手話通訳者養成講座1から3とございますが、こちらのほうを受講していただいた後に、手話通訳者のための試験というのが受けられるというふうな制度になっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） ぜひこのことも、手話通訳者の人材育成についても広く市民にも告知していただいて、そういうところで活躍していただけるようにしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、3款1項2目、説明書の62ページでございます。津軽地区障害者体育大会負担金について。

まず、この体育大会にある福祉会というふうに説明書では書いてあるのですが、まず、この福祉会というのはどういう組織なのか。それから、負担金として6万円ほど市としては負担しているわけですが、津軽地区7市町村の構成はどどこなのかをお知らせください。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） まず、福祉会とはということですが、福祉会とは、各市町村における身体障害者福祉団体で、本市におきましては、弘前市身体障がい者福祉連合会となっております。

二つ目の6万円の負担金ですが、7地区ということですが、構成市町村は、弘前市、黒石市、平川市、藤崎町、大鰐町、田舎館村、西目屋村の7市町村となっております。

◎16番（小田桐 慶二委員） これは年1回、こういう体育大会というのをやられているのだと思うのですが、どういう競技、体育大会自体がどういう大会なのか。そしてまた、弘前市として負担金は出しているわけですが、体育大会へのかかわり方をお願いいたします。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） まず、どのような競技かということなのですが、パラリンピック競技でもありますボッチャですとか、あとレクリエーション要素が強いのですが、ボール送りですとかフライングディスクとかを実施しております。

また、市としてのかかわり方なのですが、大会につきましては、大会役員として各市町村の首長が顧問、福祉事務所長が大会委員に就任しております、慣例ではございますが、弘前市開催以外につきましては部長が代理で顧問として毎年出席しております。

◎16番（小田桐 慶二委員） わかりました。どちらかというと、レクリエーション的なものが多いのかなと、障がい者同士の親睦を深めるためのものが強いのかなとは思っています。

ただ、今後2020年オリンピック・パラリンピック、あるいは2025年には国体・障がい者大会というのも予定されているというふうに伺っております。ぜひ、この弘前市においても、障がい者の方が元気にそういうスポーツで活躍できる環境をこ

れからつくっていただけるようにしっかり取り組んでいただければと思います。よろしく申し上げます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 私は、3款1項3目の説明書では67ページで、生きがい対応型デイサービスについて質問したいと思います。

介護保険適用外の高齢者の現状ということでお答えしていただきたいと思っております。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 生きがい対応型デイサービスに関してお答えいたします。

生きがい対応型デイサービスの年度末の利用者なのですが、実人数139人となっております。その方々が4月以降どのようなようになったか調査した結果、新たに4月以降、事業対象者となった方が95名、要支援、要介護認定を受けた方が16名、新たに導入しましたパワリハ運動教室のほうを利用するという形になった方が8名の合計119名が違う形でのサービス利用ということになっておりまして、20人の市民の方がサービスを利用していない状況になったというふうになっております。

◎20番（石田 久委員） 私は、なぜ今こういうような、生きがい対応型デイサービスというのは平成12年に始められて18年間続いてきたわけですが、多くの方が自立ではあるけれどもひとり暮らしで大変な状況で、今まで生きがいデイサービスを受けていたら、先ほども答弁されたように、3月31日でこれを打ち切るというような状況で、利用者の方からは、今までサービスを受けていたけれども、それは自立の方でひとり暮らし、奥さんは要介護5で介護施設に入所しているけれども、自分は何とか頑張っているのだけれども、そこへ行っていったのが生きがいもなくなってしまったということで、でもこの趣旨は、自立生

活を援助するとか、社会的な孤立感の解消とか、心身障がい者の維持とか向上を図るということで書いてあるわけですが、これがどうして自立の方が廃止になったのか、市民の利用者に対してはどのような説明をしたのか、その辺についてお答えしてください。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 生きがい対応型デイサービスを利用されている方に関しましては、平成31年3月末で事業を廃止するというところで、各サービスを利用しているデイサービス等の事業者から制度の変更、この内容について御説明していただく形をとりまして、以降、若干衰えがあって基本チェックリストに該当する事業対象者の方に関しましては、随時12月以降に手続をして移行する形を進めていただいております。最終的に先ほど説明した3月いっぱいまで使って、4月から切りかわった方が95名いたという形になっております。

デイサービスの事業を廃止したことに関しましては、平成12年に介護保険制度が始まった際に、要支援以上の認定があった方が介護のサービスを利用できるという状況になっておりましたが、そうなる前の方を介護予防するという意味から市としての単独事業として実施してきておりましたけれども、その後、国のほうで総合事業という考え方で、要支援の認定を受ける前の状態から介護予防としてサービスを利用して要支援、要介護にならないようにしていきましょうという形の枠組みの設定をして進めてきて、現在の新総合事業という形になった段階で、一般介護予防事業として65歳以上の方に関しては無料で利用できるというサービスを展開しており、その中ではデイサービスというものは国では位置づけをしておりませんでしたので、市のほうとしては、一般介護予防事業としてヒロロ等でやっております高齢者健康トレーニング教室、それから高齢者ふれあいの居場

所、それに新たにパワリハ運動教室と、地域七つの圏域で始めました筋力向上トレーニング教室という新たなメニューがございますので、そちらを利用して介護予防をしていただきたいと思いますという形で説明をしております。

◎20番（石田 久委員） 今まで昨年の利用者の数を見ますと401人ということで、事業所も41事業所が対象で行われていたわけですが、ではこの方々に対して、私の知っている方は、先ほども言いましたように、ひとり暮らしの男性で生きがいデイサービスを利用して何とかやっていたのが、急にだめになったら、その人たちに後で聞きましたら、要介護3になってしまったと。閉じこもって、あるいはどこへも行かないような状況になっているのですけれども、先ほど言った401人の実態の中で、こういうような困難な方がいるのに対して、市はどのように援助したのか、その辺についてお答えしていただきたいと思っております。

◎介護福祉課長補佐（相馬 延承） 資料のほうにございます401名というのは、平成30年度の生きがい対応型デイサービスを利用した実人数でございますので、実際には4月、5月とかに複数回、1回、2回とか使った方も全て入った形になっておりましたので、市といたしましては12月段階の時点において、11月とかまでに利用されている方に関して各デイサービスセンターに利用している方について説明をしていただくという方法と、事業対象者になる際には地域包括支援センターの職員が基本チェックをして該当した者が事業対象者となりますので、各圏域ごとに生きがい対応型デイサービスを利用している方のリストを地域包括支援センターのほうに提出いたしまして御協力いただくという形で対応しておりました。

実際、4月以降ですが、委員おっしゃるような形の、それ以降、5月以降とかに要支援とか要介

護認定を受けた方は、139名の残りの20名の方から調べましたところ、2名と1名が事業対象者になったということで、4月の初めからサービスを利用しているかはっきりしない方の20名のうち、3名はそういう状況でありました。

あと、高齢者の触れ合いの居場所に関しては、年間での補助金を出しておりますので、利用した方の名簿というのは年1の形で出していただきますので、実際、居場所のほうに切りかわった方もその中にはおられるかもしれませんが、ちょっとそこは名簿の提出がないので、突き合わせることはできないので、確認できておりませんでした。

◎20番(石田 久委員) 随分冷たい答弁です。では、はっきり言って、先ほどはやはり単独事業で行っていたことを、これを国のあれだからといって切りかえて、自立の方が生きがいデイサービスが受けられないという、これは事実としてあるわけですがけれども、こういう中で、はっきり言って要介護3とか、いろいろな形になっているわけですね。それから、今ひとり暮らしの方はお風呂もない、それから買い物も大変だ、そういう中で生きがいデイサービスに行くといろいろな方たちと友達になるとか、いろいろな形で生きがいを感じていたのが、自立の方が廃止になってしまって、この方に何と、先ほど言っていたヒロロに行ってトレーニングをしろという、こんなことでいいのでしょうかということを私は言いたいのです。

市としては、生きがい対応型デイサービスを廃止にしましたけれども、やはりこれは復活しながら単独事業で、お年寄りが、きのうは敬老大会がありましたけれども、本当にこのまちに、弘前市に生まれてよかった、そういうような市政にしなければならぬと思いますので、これで終わります。

◎委員長(工藤 光志委員) お諮りいたしま

す。

審査の途中ではありますが、本日の審査はこれまでにとどめ、明18日、引き続き3款民生費から審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(工藤 光志委員) 御異議なしと認め、明18日、引き続き3款民生費から審査することに決定いたしました。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明18日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

[午後 4時56分 散会]